

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	2019年9月27日
【事業年度】	第26期（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日）
【会社名】	株式会社ホープ
【英訳名】	HOPE, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼CEO 時津 孝康
【本店の所在の場所】	福岡市中央区薬院一丁目14番5号 MG薬院ビル
【電話番号】	092-716-1404（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 大島 研介
【最寄りの連絡場所】	福岡市中央区薬院一丁目14番5号 MG薬院ビル
【電話番号】	092-716-1404（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 大島 研介
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 証券会員制法人福岡証券取引所 （福岡市中央区天神二丁目14番2号）

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第22期	第23期	第24期	第25期	第26期
決算年月	2015年6月	2016年6月	2017年6月	2018年6月	2019年6月
売上高 (千円)	1,142,260	1,592,336	1,774,883	2,269,467	3,862,460
経常利益又は経常損失( ) (千円)	71,258	146,730	34,626	114,043	95,336
当期純利益又は当期純損失( ) (千円)	47,585	92,370	17,949	128,457	75,576
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	128,667	245,639	246,945	246,945	246,945
発行済株式総数 (株)	1,178	1,390,200	1,394,200	1,394,200	1,394,200
(うち普通株式)	(790)	(1,390,200)	(1,394,200)	(1,394,200)	(1,394,200)
(うちA種優先株式)	(157)	-	-	-	-
(うちB種優先株式)	(231)	-	-	-	-
純資産額 (千円)	224,630	549,456	571,789	445,966	527,679
総資産額 (千円)	1,231,279	1,593,714	1,681,038	1,954,244	2,743,990
1株当たり純資産額 (円)	56.43	395.15	409.56	317.23	371.69
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失( ) (円)	40.40	77.24	12.89	92.14	54.21
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	75.13	12.56	-	53.39
自己資本比率 (%)	18.2	34.5	34.0	22.6	18.9
自己資本利益率 (%)	23.7	23.9	3.2	25.4	15.7
株価収益率 (倍)	-	27.9	116.3	14.1	32.3
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	64,331	36,442	76,995	72,144	257,706
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	4,257	14,048	94,064	24,620	33,904
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	4,353	211,156	11,451	171,322	343,293
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	306,480	540,031	357,519	432,077	483,759
従業員数 (人)	59	79	116	169	162
(外、平均臨時雇用者数)	(9)	(9)	(15)	(17)	(18)
株主総利回り (%)	-	-	69.5	60.1	81.3
(比較指標：TOPIX)	(-)	(-)	(129.4)	(138.9)	(124.5)
最高株価 (円)	-	3,320	2,720	1,900	2,095
最低株価 (円)	-	1,950	1,367	1,041	880

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には消費税等は含まれておりません。
  3. 持分法を適用した場合の投資利益については、第22期から第23期及び第25期から第26期は関連会社を有していないため記載しておりません。第24期は持分法を適用した場合の損益が発生しておりません。
  4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第22期は新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しておりますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、第25期は潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
  5. 株価収益率については、第22期は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
  6. 株主総利回りについては、当社は2016年6月15日付をもって東京証券取引所マザーズ市場及び福岡証券取引所Q - B o a r d市場に株式を上場いたしましたので、第23期の末日の株価を基準に算定しております。また、第22期及び第23期は記載しておりません。
  7. 最高株価及び最低株価については、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。また、第22期は当社株式が非上場であるため記載しておりません。

## 2【沿革】

当社の代表取締役社長兼CEOである時津孝康は、大学在学中の2005年初頭、地方公共団体等の行政機関（以下「自治体」という。）の有する資産の中に事業として活用可能な未利用資源（遊休スペース）が存在することに気づき、休眠状態にあった有限会社時津建設（1993年10月設立、資本金3,000千円、本店福岡県朝倉郡夜須町（現筑前町））を引き継ぎ、同年2月に商号を有限会社ホープ・キャピタルに変更のうえ、代表取締役社長に就任いたしました。

以降、現在までの主な変遷は次のとおりであります。

年月	概要
2005年2月	福岡県朝倉郡夜須町（現筑前町）にて有限会社ホープ・キャピタルとして事業を開始
2006年6月	自治体が保有する遊休資産・未利用スペースの広告事業化を行う「SR（SMART RESOURCE）サービス（旧DSサービス）」を開始
2007年5月	有限会社を改組し、商号を株式会社ホープ・キャピタル（資本金3,000千円）に変更
2009年4月	商号を株式会社ホープに変更
2009年5月	規模拡大に伴い本社を福岡市中央区天神に移転
2011年11月	規模拡大に伴い本社を福岡市中央区薬院に移転
2012年8月	一般財団法人日本情報処理開発協会からプライバシーマークの認証を取得
2013年3月	情報セキュリティマネジメントシステムのISMS（ISO 27001：2013）の認証を取得
2013年9月	自治体情報誌の制作無償請負を行う「マチレット（旧メディアクリエーションサービス）」を開始
2014年5月	決算期を9月から6月に変更
2014年7月	広報紙等自治体情報配信アプリ「マチイロ」を正式にリリース
2014年8月	自治体向け営業活動の支援・代行等を行う「BPO支援サービス」を開始
2016年6月	東京証券取引所マザーズ市場及び福岡証券取引所Q-Board市場に新規上場
2016年9月	自治体広告やエリア限定広告に特化したマーケットプレイスサービス「LAMP」を開始
2017年1月	自治体の課題に対してソリューション提供を行う「ビジネスプロセスコンサルティングサービス）」を開始
2017年3月	Trim株式会社と育児・ヘルスケア分野における包括的業務提携
2018年3月	小売電気事業者登録を完了し、自治体の経費削減を支援する電力小売サービス「GENEWAT」を開始
2018年7月	「BPO支援サービス」及び「ビジネスプロセスコンサルティングサービス」を集約した「BtoGマーケティング」を開始

### 3【事業の内容】

当社は「自治体を通じて人々に新たな価値を提供し、会社及び従業員の成長を追求する」を企業理念に掲げ、「財政難に苦しむ地方自治体向けに新たな自主財源確保を」を合言葉にサービスの提供を行っております。なお、当社はP P S (Public Private Sharing) 事業の単一セグメントでありましたが、経営管理体制の見直しに伴う経営資源配分の決定方法及び業績評価方法の類似性・関連性を踏まえ、事業区分及び事業活動の実態を適切に表すとともに、事業内容を明瞭に表現する目的で、当事業年度より、報告セグメントを3区分に変更しております。

なお、次の3事業は「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (セグメント情報等)」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

各セグメントの事業内容は次のとおりであります。

#### (1) 広告事業

広告事業では、主に次のサービスを行っております。

##### SR (SMART RESOURCE) サービス

SRサービスは、自治体が有するホームページ、広報紙、公務員に配られる給与明細、各種封筒等の配布物等、様々な媒体の広告枠を入札により仕入れ民間企業に販売するサービスであり、自治体の自主財源確保の手段の一つとして、既存の遊休スペースの有効活用を支援するという特徴があります。自治体広告市場は、自治体の財政状況が厳しさを増す中で、自治体資産に民間事業者の広告を掲載することで新たな財源を確保し、また、情報発信を通じて市民サービスの向上や地域経済の活性化など、二次的な効果を期待して立ち上がったものと言われております。2004年度に横浜市が全国に先駆けて広告事業の専門組織を立ち上げ、全市的に広告事業を展開し、また、2005年に国の「行政効率化推進計画」に、効率化のための取り組みとして「国の広報印刷物への広告掲載」が追加され、これにより自治体の広告事業への取り組みが拡がりました(注)。しかしながら、従前、自治体自ら広告枠の販売を行っていた際には、自治体は事務作業や事務コスト等を負担しなければならず、また、自治体にノウハウが少ないために広告枠が売れ残り、想定していた財源を確保できない場合もございました。

同サービスでは、当社が広告枠を一括で仕入れ民間企業への販売を行うため、自治体は事務作業・コスト負担の削減、安定した財源確保が可能となります。また、広告主に対しては、企業ごとのターゲットエリア、ターゲット層にマッチした媒体への広告掲載を提案することで、広告効果という付加価値を提供しております。

(注) 「自治体の収入増加に関する調査研究」(2010年3月 財団法人地方自治研究機構)による。

##### SC (SMART CREATION) サービス

SCサービスでは主に、当社と自治体との協働発行という形で、各種分野に特化した住民向け情報冊子について、当社が広告主を募集し、制作した当該情報冊子を自治体に寄贈するサービスを行っており、当該情報冊子を「マチレット」と総称しております。自治体が自費制作する場合、費用の関係からページ数や色数等デザインに制限を受けてしまい、また、事務作業や事務コストの負担の関係から発行できない自治体もあります。同サービスでは、当社がデザイン・制作を無償で行うため、自治体は事務作業やコストの大幅な削減が可能となる他、デザイン性の高い情報冊子の提供が可能となります。また、広告主に対しては、企業のサービス内容、ターゲットエリアやターゲット層にマッチした媒体への広告掲載を提案することで、広告効果という付加価値を提供しております。なお、現在の主な取扱分野は、子育てに関する情報を集約した「子育て情報冊子」、空き家対策に関する情報を集約した「空き家対策冊子」、婚姻届の書き方に関する情報を集約した「婚姻届冊子」、高齢者の終活をサポートする情報を集約した「エンディングノート」、介護に関する情報を集約した「介護保険冊子」となっており、時流・社会的課題や行政施策を背景に分野を特定し、自治体との協働発行に繋げております。

(2) メディア事業

メディア事業では、主に当社が今まで広告事業で培った自治体とのリレーションを活用し、次のサービスを行っております。

BtoGマーケティング

BtoGマーケティングは、自治体と民間企業のニーズを繋ぐサービスであり、民間企業における自治体をターゲットにした商品やサービスについて、当社の持つ自治体ネットワークや取引ノウハウを活用し、販売促進に向けたマーケティング支援を行い、これを通じて自治体の各種課題解消に繋げております。

ジチタイワークス

ジチタイワークスは、当社が全国の市町村及び47都道府県の自治体に対して無償で発行している行政マガジンであり、自治体業務の現場で活用できる事例や、地域をあげて取り組んだ事業まで、様々な事例におけるノウハウを提供することで自治体運営における業務改善に繋げることを目的としております。また、自治体向けに事業を展開したい民間企業に対しては、誌面への広告掲載によって、ターゲットを限定することでリーチ力の高い広告宣伝活動をサポートしております。

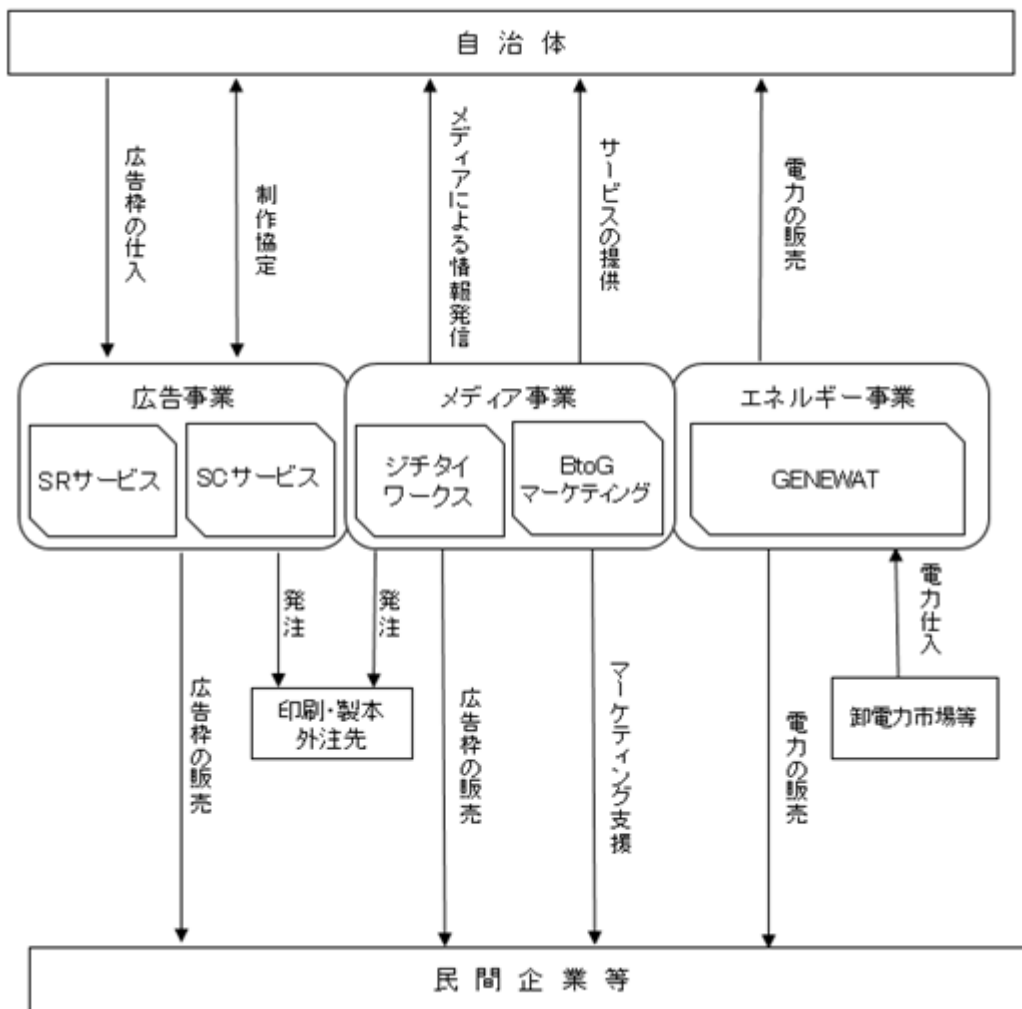
(3) エネルギー事業

エネルギー事業は、「電気もジェネリック」という新たな価値の提案により、自治体の経費削減を支援していきたいという思いのもと、電力小売サービスであるGENEWAT（ジェネワット）を行っております。

当社は、2018年3月に小売電気事業者登録を行い、電力販売事業に本格参入いたしました。GENEWATにおいては、自治体等の電力需要家に対して電力切替の提案を行い、従前の電気料金よりも低い価格で同品質の電気を供給することを指針としております。

[事業系統図]

事業系統図は、以下のとおりであります。



#### 4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

#### 5【従業員の状況】

##### (1) 提出会社の状況

2019年6月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
162 (18)	29.2	2.8	3,739

セグメントの名称	従業員数(人)
広告	128 (10)
メディア	6 (3)
エネルギー	5 (1)
報告セグメント計	139 (14)
全社(共通)	23 (4)
合計	162 (18)

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、( )書きは外書きで臨時雇用者数(アルバイト、パートタイマー、派遣社員)は年間の平均雇用者数(1日8時間換算)を記載しております。なお、当社から社外への出向者、社外から当社への受入出向者はありません。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

##### (2) 労働組合の状況

当社の労働組合は結成されておりませんが、労使関係は良好であります。



## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 会社の経営の基本方針

当社は、「自治体を通じて人々に新たな価値を提供し、会社及び従業員の成長を追求する」ことを企業理念に掲げ、自治体の自主財源確保を支援する3つの事業を展開しております。具体的には、広告事業においては、自治体が有するホームページや広報紙等の広告枠を仕入れ、民間企業に販売するSRサービス、及び自治体が住民向けに発行する子育て情報冊子や空き家対策冊子等のデザイン・制作業務を当社が行い、自治体に寄贈するマチレットを主としたSCサービス、メディア事業においては、自治体との取引実績・ノウハウを背景とし、自治体と民間企業を繋ぐBtoGマーケティング、及び自治体の業務改善と民間企業のマーケティングをサポートするジチタイワークスを展開してまいりました。また、新たにエネルギー事業に本格参入し、自治体の経費削減を推進しております。今後も、既存サービスの逐次改善と新規サービス・事業の開発により、自治体を通じた世の中への新たな価値提供を実現し、企業価値並びに株主価値の向上を目指してまいります。

#### (2) 目標とする経営指標

当社は、売上高成長率を重要な経営指標として定めるとともに、売上高の成長に伴い、売上高営業利益率の中長期的な向上を目標に経営を行っております。また、生産性を図る指標として、従業員一人当たりの売上総利益についても経営指標としております。

#### (3) 中期的な会社の経営戦略

わが国が人口減少社会という大きなパラダイムシフトに突入する中、自治体においては、税収や行政需要に極めて大きな影響があるものと言われております。自治体が、長期継続的に持続可能な形で住民サービスを提供し続けるためには、より一層の自主財源確保のための種々の活動や積極的な民間ノウハウの活用が不可欠であり、それらは今後も拡大していくものと考えております。

このような状況下、当社が将来的に継続的な企業価値の向上を実現していくために、現在経営資源配分の適正化を進めており、広告事業におきましては、組織体制の見直しによる規模適正化・業務効率化に取り組んでおり、加えて収益性の向上を踏まえた案件獲得計画の実行を、メディア事業におきましては、行政マガジン「ジチタイワークス」の紙媒体の発行増及びweb版の展開、web・アプリを利用したサブスクリプション方式( )のメニュー開発等、多面的展開の促進による高付加価値なサービスの拡大を、エネルギー事業におきましてはさらなる規模拡大を推進する計画であります。また、これらに加えて将来的に収益の柱となる新たな事業の開発が必要であると考えております。

製品やサービス等を提供するに当たって、その数や量、回数ではなく、一定期間の利用に対して、対価を定める契約のこと。

#### (4) 経営環境及び対処すべき課題

当社の中長期的な経営戦略については、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (3) 中長期的な会社の経営戦略」に記載したとおりであり、これらを実現させるためには、以下の課題への対処が必要であると考えております。

##### 広告事業の収益性改善・向上

当社は広告事業を「利益創出事業」と位置付け、より安定した収益事業への転換に向けて、事業規模の適正化に加えて、その収益性を改善・向上することが重要であると考えております。

これを実現するための施策として、販売戦略とその進捗状況をより可視化できる社内ツールの作成・運用によるPDCAの高速化、営業力強化を目的とした新教育制度の推進等を行っております。また、SRサービスにおいては、中長期的な収益性の改善を実現するために、戦略的な観点を踏まえ、適切な価格で仕入れを行うことを目的とした応札価格の妥当性の検証とより一層のノウハウの蓄積と業務実態への反映といったPDCAサイクルの運用を行っております。

また、上記に加えて、当社のSCサービスにおけるマチレットにおいては、一件当たりの収益性を向上させるための原価改善を引き続き行っていくとともに、一件ごとの利益確保をより強化した案件の獲得計画を策定、実行していくことが課題であると認識しております。これらに加え、自治体からのニーズに対応可能な制作体制の確保が課題であると同時に、自治体の予算執行の観点から同時期に作業が集中する傾向が強いため、これに柔軟に対応できる体制へ制作体制を強化することが課題であると考えており、前事業年度に引き続き課題解消に努めてまいります。

#### メディア事業におけるサービスの付加価値の向上

当社は、メディア事業を「情報の最上流」と位置付け、自治体と民間との間に存在する「情報の非対称性」の解消を牽引するメディアの制作及びサービスの提供を目指しております。そのためには、ジチタイワークスのメディア価値及びネームバリューを向上させることで、自治体と民間を繋ぐメディアとしての地位を確立させることが課題であると認識しております。

これを実現するための施策として、時流の動きに合わせたコンテンツの制作とサービス内容の変更・改善、及びそれらに柔軟に対応できる安定した体制基盤の構築に加え、web・アプリを活用したメニュー開発等多面的な展開を進めてまいります。

#### エネルギー事業における収益規模の拡大及び利益確保

当社は、エネルギー事業を当面の「成長エンジン」と位置付け、取引規模の拡大と同時に収益性の安定化を目指しております。そのためには、電力仕入価格の予測の精緻化と、電力市場価格の変動にも対応できるようリスクヘッジプランの実行が重要課題と考えております。

#### 新規事業・サービスへの挑戦

当社の行う事業は行政政策や社会的な課題の変化に直接的に影響を受け、誕生・発展してきたと言えます。その中で当社が継続して独自の成長を果たすためには、自治体に特化したサービスを提供するリーディングカンパニーとして、行政政策等自治体を取り巻く環境の変化への機敏な対応を軸に、自治体との取引実績、ノウハウ、営業力の有効活用、ITによる効率的な事業化への取り組み等を行い、自治体の自主財源確保に繋がる新たなサービスを開発していくことが重要であるとと考えております。

#### 優秀な人材の確保及び育成

今後、当社が持続的に成長していくためには、組織において中核的な役割を担う人材の確保と育成が課題であると認識しております。この課題に対処するために、一般的なビジネスリテラシー水準の向上と、経営者候補人材の育成に繋がる教育制度や仕組みの構築に積極的に取り組んでまいります。

#### 経営管理体制の強化

事業の成長や業容の拡大に伴い、経営管理体制のさらなる充実・強化が課題であると認識しております。現状、経営の意思決定や社内手続等が適正に行われるようガバナンスの強化に努め、コンプライアンスや適時開示体制を重視した経営管理体制の構築を行っておりますが、安定したサービスを世の中に提供し、企業価値を継続的に向上させるとともに、組織が健全かつ有効、効率的に運営されるように、事業規模に応じた内部統制の整備、強化、見直しや法令遵守の徹底に努めてまいります。

#### 資金繰りの改善及び財務体質の強化

当社は、エネルギー事業の拡大により当事業年度より増加している運転資金の確保や、当座の資金需要として生じている営業保証金の差し入れによる支出に対応すべく、さらなる資金調達手段の拡大による資金手当てが重要課題であるとと考えております。

資金調達手段については、現在も取引金融機関からの当座貸越契約を含む借入金で対応しているものの、その取引規模の拡大及び新規取引によりさらなる充実を図り、資金繰りの安定化に努めてまいります。

## 2【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のあると考えられる事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項につきましては、投資者に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性のある全てのリスクを網羅するものではありません。

### (1) 事業内容に由来するリスク

#### 広告事業

##### イ．競合について

現在、契約する自治体数、取り扱う媒体数の観点から、当社と同規模以上にSRサービスについての事業展開をしている企業は存在しないものと認識しております。SCサービスにおけるマルチレットについては、複数の競合企業を認識しておりますが、コンテンツの拡充による媒体価値の向上に努めることで、優位性を強固なものにしてまいります。

一方で、大手企業の新規参入や地域ごとの同業者における事業規模拡大等により、マーケット・シェアの獲得競争が激化した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

##### ロ．入札（商品仕入）に係るリスクについて

当社の行うSRサービスにおいて販売する広告枠の大部分は、自治体における入札により仕入れております。当社は適正な媒体価値の把握とノウハウ・営業力により、適切な応札価格（入札に応じる金額）で商品仕入を行うよう最善の努力を行っております。

しかしながら、媒体価値の見誤り、他社の応札金額の保守的な見積り等による高い金額での落札により、売上原価が上昇するリスクがあります。また、他社による高い金額の応札、自治体による最低落札価格の引上げ等外部環境の変化により、十分に商品仕入を行えなくなるリスクがあります。これにより、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

##### ハ．商品特性に固有のリスク（在庫リスク）について

当社の行うSRサービスにおいて販売する広告枠の大部分は、暦年度（4月から翌年3月）を一括の期間とし、12か月分を自治体から在庫リスクを負担する形で仕入れており、これを一定の単位に区切って広告主に販売しております。そのため、販売実績が計画から大幅に乖離した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### メディア事業

##### イ．競合について

現在、国内でBtoGマーケティング、ジチタイワークスと類似する事業を展開する競合企業が複数存在しております。当社は、これらサービスの内容拡充、web・アプリを活用した多面的な展開によって付加価値の向上に努めてまいります。競合企業の動向によっては当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### エネルギー事業

##### イ．競合について

エネルギー事業においては、大手電力会社及び、電力小売全面自由化に伴い新たに事業参入した小売電気事業者といった競合企業が多数存在しております。当社は、広告事業において培った自治体入札ノウハウを活用するとともに、電力仕入価格の予測を元にした適正な販売価格の設定を行うことで、さらなる取引規模拡大に努めてまいります。大手企業の新規参入や地域ごとの同業者における事業規模拡大等により、マーケット・シェアの獲得競争が激化した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

##### ロ．入札（電力販売）に係るリスクについて

当社の行うGENEWATにおいて、自治体庁舎への電力販売については、主に自治体における競争入札制度により電力供給の契約権利を獲得しております。当社は精緻な電力仕入価格の予測と、その予測に応じた適正な販売価格の設定により、契約権利の落札に努めております。

しかしながら、他社の応札金額の見誤り、競争激化による販売価格の著しい低下、及び入札制度に予期せぬ変更が生じた場合には、十分な電力販売が行えず、売上高の減少に繋がり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

八．経済動向及び気象の影響について

電力販売市場は、取引電力量が景気動向及び猛暑や極寒などの気象によって左右される可能性があります。また、電力仕入価格、燃料価格の高騰や、需給バランスの観点から電力の卸市場における価格変動リスクにさらされております。これらにより、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 共通的なリスク

優秀な人材の育成について

当社は、優秀な人材の育成によって持続的な成長を実現するために、引き続き従業員の育成制度の拡充と強化を図っていく方針であり、一般的なビジネスリテラシー水準の向上と、経営者候補人材の育成に繋がる教育制度や仕組みの構築に積極的に取り組んでまいりますが、計画と大幅に乖離した場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

わが国の人口動態に係るリスクについて

自治体における持続性のある自治体運営と行政サービス提供の担保には、各自治体における人口が密接に関連しております。しかしながら、わが国の合計特殊出生率は、1960年代後半以降減少傾向にあり、極めて低い水準にあります。

今後、人口の減少に伴い、税収や行政需要が減少することになれば、当社が取扱うサービスの需要が低下し、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

事業の成長性について

当社の行う広告事業は、SRサービスについてはスタートして15年が経過し、現在はSCサービスも加えて安定した収益事業化を目指す段階に到達しております。メディア事業におけるジチネットワークスは、2017年12月に創刊したメディアであり、国策や時流に応じて取り扱うテーマが多岐に渡り変化することから、今後もコンテンツの拡充や、ニーズに応えたメディアの制作によって、配布先自治体、顧客企業からの継続的な需要が見込めます。エネルギー事業については、開始間もない事業であり、まだまだ獲得可能な案件が多数市場に存在しているものと見込んでいるため、当面の成長性は確保できるものと考えております。

しかしながら、事業計画の立案や実施に何らかの支障が生じ、これらが実現できない場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

業績の季節変動による影響について

当社の四半期における業績は、第4四半期において、売上高及び営業利益が偏重する傾向にあります。

これは、広告事業のマチレットにおける子育て情報冊子等の発行が4月から6月に集中する傾向にあるためであります。また、当事業年度におきましては、エネルギー事業において、自治体への電力供給開始が4月に集中した影響で、例年を上回る偏重傾向となりました。

当社は、マチレットにおける当該季節的要因を踏まえた受注計画及び制作計画を策定し、発行の増加が見込まれる時期の売上の確保に努めるほか、財務基盤を踏まえたエネルギー事業の受注計画を実行・推進しておりますが、何らかの事情によりこれらを計画どおりに行えなかった場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

	第26期事業年度（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日）				
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	通期
売上高（千円）	420,215	560,968	672,900	2,208,375	3,862,460
構成比（％）	10.9	14.5	17.4	57.2	100.0
営業利益又は営業損失（ ）（千円）	124,552	100,795	19,802	332,175	87,026
構成比（％）	-	-	-	-	-

（注）営業利益の構成比については、各四半期の営業利益金額に正負の数値が混在するため記載しておりません。

#### 風評の影響について

当社が取扱うサービスにおいて、全国の自治体との取引が多く存在しております。そのため、何らかのリスクが顕在化し、風評の影響等により自治体との取引を制限された場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 特定経営者への依存について

当社代表取締役社長である時津孝康は当社の経営方針や事業戦略の立案・決定における中枢として重要な役割を果たしております。

当社では、同氏に過度に依存しないための組織体制として、経営組織の強化を図っておりますが、当面の間は同氏への依存度が高い状態で推移するものと考えております。このような状況において、同氏の事業への関与が困難となった場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 小規模組織であることについて

当社は、本書提出日現在、取締役6名（うち社外取締役3名）、監査役3名（うち非常勤監査役2名）、従業員数157名（臨時雇用者を除く）の人員数で事業を展開しており、会社の規模に応じた内部管理体制や業務執行体制を整備しております。万一、業容拡大等に応じた人員の確保・育成が順調に進まず、役職員による業務執行に影響が生じた場合、あるいは役職員が予期せず退社した場合には、内部管理体制や業務執行体制が有効に機能せず、当社の事業展開及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 新株予約権行使の影響について

当社は、当社役員及び従業員に対して新株予約権を付与しております。

これらの新株予約権が権利行使された場合、当社の株式が新たに発行され、当社の1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。なお、当事業年度末現在これらの新株予約権による潜在株式数は242,850株であり、潜在株式数を含む発行済株式総数1,637,050株の14.8%に相当しております。

#### 利益還元について

当社は将来に向けた事業の拡大に向け、必要な人材の確保を行うため、また迅速な経営に備えるため、内部留保の充実が重要であると認識しており、設立以来、無配としております。しかし、株主に対する利益還元として配当を行うことも重要な経営課題であると認識しており、今後も、每期確実に利益を計上することを目指して財務体制の強化を図り、財政状態及び経営成績を勘案しながら、配当を実施する方針であります。

ただし、配当実施の可能性及びその実施時期等については、現時点において未定であります。

#### 継続企業の前提に関する事象等

当社は、前事業年度において採用や新規事業開発等、中長期的な企業としての成長を見据えた投資等により営業損失を計上したことに加え、営業キャッシュ・フローがマイナスになりました。当事業年度においては、75,576千円の当期純利益を計上したものの、エネルギー事業における営業保証金の支払いが生じたことに伴い、営業キャッシュ・フローのマイナスが継続しており、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在しております。しかしながら、当事業年度は当期純利益を計上しており、金融機関の支援が得られる見通しであることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

### (3) 法的規制に関するリスク

#### 事業に関する法的規制について

当社が行う事業では、主に以下に掲げる法律等の規制を受けております。

##### a. 不当景品類及び不当表示防止法

・商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止が求められております。

##### b. 電気事業法

・電気の利用者の利益の保護、かつ電気事業の健全な発達を図るとともに、電気工作物の工事、維持及び運用を規制することによって、公共の安全確保及び環境の保全が求められております。

当社は、上記法的規制の遵守を徹底しておりますが、法律に抵触する事項があった場合には、行政処分の対象となることがあり、その場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 個人情報の漏洩リスクについて

当社は、顧客の個人情報を取り扱っており、「個人情報の保護に関する法律」に規定される個人情報取扱事業者に該当いたします。個人情報の取り扱いにつきましては、個人情報保護基本規程の整備・運用等厳重な対策を講じています。また、個人情報の適切な保護措置を講ずる体制の構築・維持の一環として、プライバシーマーク（第18860140(03)号）、及びI S M S（ISO 27001：2013）の認定を受け、個人情報の適切な取扱いに努めております。

しかしながら、万一個人情報が外部に流出した場合には、当社の社会的信用が毀損され企業イメージの低下を招くなど、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、損害賠償請求等、不測の損害が生じる可能性もあります。

### 3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

##### 財政状態及び経営成績の状況

当事業年度におけるわが国経済は、堅調な企業収益を背景に、働き方改革の進展による後押しもあり、雇用・所得環境の改善が持続したことで、引き続き緩やかな回復基調で推移しました。一方、海外経済においては、米中の貿易摩擦問題や欧州における不安定な政治情勢の影響もあり、依然として先行き不透明な状況が続きました。

また、地方財政は、総務省発表の「地方財政の状況」（2019年3月発表）によれば、2017年度の歳入は101兆3,233億円（前年比0.1%減）、歳出は97兆9,984億円（同0.1%減）となっており、歳入・歳出ともに減少する結果となりました。これは、東日本大震災分の決算規模の減少が、通常収支分の決算規模の増加を上回ったことにより、全体の決算規模が縮小したためです。歳入においては、地方税、地方債、繰入金の増加等により、通常収支分は8,730億円増となったものの、国庫支出金、繰入金の減少等により、東日本大震災分は1兆96億円減となりました。歳出においては、性質別に見ると、総務費、教育費の増加等により、通常収支分は7,400億円増となったものの、民生費、土木費の減少等により、東日本大震災分は8,830億円減となりました。また、歳入のうち、当社の行う広告事業による財源確保効果が含まれる財産収入は、6,105億円（同0.4%増）となりました。一方で、歳出のうち、自治体の広報印刷物等にかかる費用を含む需用費は1兆6,338億円（同0.8%増）、自治体業務の外部委託（BPO）に関する委託料は5兆4,993億円（同1.6%減）となりました。

当社を取り巻く広告業界におきましては、度重なる全国各地での自然災害や、4媒体広告、SP・PR・催事企画における広告費の減少等を要因として、前年実績を下回る結果となりました。経済産業省発表の「特定サービス産業動態統計調査」（2019年5月確報）によれば、2018年のわが国における広告業の売上高は5兆9,520億円（同0.8%減）となっております。

また、電力市場におきましては、2016年4月の電力小売全面自由化以降、電気事業者全体の販売電力量に占める新電力の割合は上昇傾向で堅調に推移しており、資源エネルギー庁発表の「電力調査統計」（2019年6月発表）によれば、2018年度における割合は約14.4%（全販売電力量8,525億kWhのうち、1,226億kWh）となっております。

このような環境の中で、当社は「自治体を通じて人々に新たな価値を提供し、会社及び従業員の成長を追求する」という企業理念のもと、2017年6月期以降を「第二創業期」と捉え、さらなる成長のための施策を実施してまいりました。具体的には、広告事業における収益性回復・営業効率改善を目標として、業務の省力化や人材育成の強化を軸とした生産性の向上を実現すべく、業務改善に係る機能を新たに設置するとともに、営業進捗状況のさらなる可視化を目的としたツールの運用を開始し、より効率的な販売計画の実行と合わせて、営業人員の教育プログラムを実践し、組織として営業力の強化に努めてまいりました。また、前事業年度から参入した電力販売の推進及び新規メディアの開発も積極的に取り組んでおります。

以上の結果、当社の当事業年度の財政状態及び経営成績は以下のとおりとなりました。

##### （財政状態）

当事業年度末における資産合計は、前事業年度末に比べ789,745千円増加し、2,743,990千円となりました。

当事業年度末における負債合計は、前事業年度末に比べて708,032千円増加し、2,216,310千円となりました。

当事業年度末における純資産合計は、前事業年度末に比べて81,712千円増加し、527,679千円となりました。

詳細については、「(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容 ロ．財政状態の分析」をご参照ください。

##### （経営成績）

売上高は3,862,460千円（前期比70.2%増）、営業利益は87,026千円（前期は営業損失121,817千円）、経常利益は95,336千円（前期は経常損失114,043千円）、当期純利益は75,576千円（前期は当期純損失128,457千円）となりました。

詳細については、「(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容 イ．経営成績の分析・評価」をご参照ください。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

なお、当社はP P S事業の単一セグメントでありましたが、経営管理体制の見直しに伴う経営資源配分の決定方法及び業績評価方法の類似性・関連性を踏まえ、事業区分及び事業活動の実態を適切に表すとともに、事業内容を明瞭に表現する目的で、当事業年度より、報告セグメントを「広告事業」、「メディア事業（ ）」及び「エネルギー事業」の3区分に変更しております。

当第1四半期会計期間から第3四半期会計期間までは、「マーケティング&メディア事業」と称しておりましたが、報告セグメントと事業セグメントの一本化を図る目的で「メディア事業」へ名称を変更しております。なお、サービス内容に変更はありません。

#### a. 広告事業

広告事業におきましては、自治体から様々な媒体の広告枠を入札により仕入れ民間企業に販売するSR（SMART RESOURCE）サービス（旧DSサービス）、また、主に自治体が住民向けに発行する冊子について、当社が広告枠を募集し、自治体には冊子を無償で寄贈するマチレット（旧MCサービス）の販売網を引き続き拡大してまいりました。

以上の結果、当事業年度における売上高は2,347,331千円（前期比6.0%増）、セグメント利益は284,006千円（前期比14.9%増）となりました。

#### b. メディア事業

メディア事業におきましては、当社が今まで培った自治体とのリレーションを活用し、自治体と民間企業のニーズを繋ぐBtoGマーケティングの積極的な展開や、当社オリジナルのメディアとして、自治体職員の仕事につながるヒントやアイデア、事例などを紹介する冊子「ジチタイワークス」の発行を継続的に行ってまいりました。

以上の結果、当事業年度における売上高は103,220千円（前期比116.3%増）、セグメント利益は6,216千円（前期はセグメント損失61,607千円）となりました。

#### c. エネルギー事業

エネルギー事業におきましては、「電気もジェネリック」という新たな価値の提案により、自治体の経費削減を支援していきたいという思いのもと、電力販売事業である新サービス「GENEWAT（ジェネワット）」を本格的に始動し、新規事業のひとつの柱として、順調に販売額を拡大しております。

以上の結果、当事業年度における売上高は1,411,907千円、セグメント利益は94,007千円となりました。（エネルギー事業は前事業年度第4四半期会計期間より開始したため前期比較は行っておりません。）

#### キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、財務活動により343,293千円増加した一方で、営業活動及び投資活動によりそれぞれ257,706千円、33,904千円減少したため、前事業年度末に比べ51,681千円増加し、当事業年度末には、483,759千円となりました。

当事業年度中に係る区分ごとのキャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は、257,706千円（前期は使用した資金72,144千円）となりました。これは主に、税引前当期純利益93,127千円の計上、たな卸資産の減少267,334千円、仕入債務の増加355,021千円があったものの、売上債権の増加686,512千円、営業保証金の増加302,112千円があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、33,904千円（前期は使用した資金24,620千円）となりました。これは主に、無形固定資産の取得による支出27,910千円、投資有価証券の取得による支出4,587千円があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は、343,293千円（前期は得られた資金171,322千円）となりました。これは主に短期借入金の純増加200,000千円、長期借入れによる収入200,000千円があった一方で、長期借入金の返済による支出56,661千円があったことによるものであります。



生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社は生産実績を定義することが困難であるため、記載を省略しております。

b. 仕入実績

当事業年度における仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)	前期比(%)
広告 (千円)	820,094	29.4
メディア (千円)	-	-
エネルギー (千円)	1,250,704	-
小計 (千円)	2,070,798	78.2
その他 (千円)	-	-
合計 (千円)	2,070,798	78.2

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
2. 広告事業及びメディア事業に係る外注費については、記載を省略しております。  
3. エネルギー事業は前事業年度第4四半期会計期間より開始したため、セグメントごとの前期比較は行っておりません。  
4. 「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (セグメント情報等)」に記載のとおり、当事業年度において報告セグメントの変更を行っております。それに伴い、「前期比(%)」は変更後の報告セグメントに基づき算定しております。

c. 受注実績

当社は受注生産が僅少であるため、記載を省略しております。

d. 販売実績

当事業年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

サービスの名称	当事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)	前期比(%)
広告 (千円)	2,347,331	6.0
メディア (千円)	103,220	116.3
エネルギー (千円)	1,411,907	-
小計 (千円)	3,862,460	70.2
その他 (千円)	-	-
合計 (千円)	3,862,460	70.2

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
2. エネルギー事業は前事業年度第4四半期会計期間より開始したため、セグメントごとの前期比較は行っておりません。  
3. 主要な販売先については、相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10未満のため、記載を省略しております。  
4. 「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (セグメント情報等)」に記載のとおり、当事業年度において報告セグメントの変更を行っております。それに伴い、「前期比(%)」は変更後の報告セグメントに基づき算定しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。  
なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたりましては、経営者の判断に基づく会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。当該見積りに際しては、過去の実績や状況に応じて、合理的と思われる要因等に基づき行っておりますが、見積り特有の不確実性により、実際の結果はこれら見積りと異なる場合があります。

当社の財務諸表の作成にあたって採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載しております。

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

イ．経営成績の分析・評価

広告事業におけるSRサービスの収益性改善、メディア事業におけるジチタイワークスの発行回数増加、エネルギー事業における供給件数の順調な増加により、売上高は3,862,460千円（前期比70.2%増）となり、売上総利益は1,039,742千円（同36.9%増）となりました。販売費及び一般管理費は952,715千円（同8.1%増）となりました。これは、主に事業拡大に伴う人件費等の増加によるものであります。結果として、営業利益は87,026千円（前事業年度は営業損失121,817千円）となりました。

営業外損益（純額）は8,310千円の利益（前事業年度は7,774千円の利益）となりました。これは、主に助成金収入が8,010千円増加した一方で、支払手数料が5,916千円増加したことによるものであります。

以上の結果、経常利益は95,336千円（前事業年度は経常損失114,043千円）となりました。

法人税等は、主に税引前当期純利益の計上等により、17,551千円（前期比148.9%増）となりました。

以上の結果、当期純利益は75,576千円（前事業年度は当期純損失128,457千円）となりました。これにより、1株当たり当期純利益は54.21円（前事業年度は1株当たり当期純損失92.14円）となりました。

ロ．財政状態の分析

a．資産

当事業年度末における総資産合計は2,743,990千円となり、前事業年度末に比べて789,745千円増加しました。流動資産は2,283,709千円となり、前事業年度末に比べて468,038千円増加しました。これは主として現金及び預金が51,682千円増加、売掛金が686,512千円増加した一方で、商品及び製品が267,320千円減少したことによるものであります。固定資産は460,280千円となり、前事業年度末に比べて321,706千円増加しました。これは主として投資その他の資産が306,143千円増加したことによるものであります。

b．負債

当事業年度末における負債合計は2,216,310千円となり、前事業年度末に比べて708,032千円増加しました。流動負債は1,979,627千円となり、前事業年度末に比べて611,355千円増加しました。これは主として買掛金が355,021千円増加、短期借入金が200,000千円増加したことによるものであります。固定負債は236,683千円となり、前事業年度末に比べて96,677千円増加しました。これは長期借入金が96,677千円増加したことによるものであります。

c．純資産

当事業年度末における純資産合計は527,679千円となり、前事業年度末に比べて81,712千円増加しました。これは主として当期純利益計上により利益剰余金が75,576千円増加したことによるものであります。

以上の結果、自己資本比率は、前事業年度の22.6%から18.9%となりました。

ハ．経営成績に重要な影響を与える要因

当社の経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおり、事業環境、事業内容、法的規制等、様々なリスク要因が当社の経営成績に重要な影響を与える可能性があることを認識しております。

そのため、当社は「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載した経営課題への対応、及び内部管理体制の強化を通して、リスクの低減に努めてまいります。

## 二．経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標

当社は、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (2) 目標とする経営指標」に記載のとおり、売上高成長率、売上高営業利益率及び従業員一人当たりの売上総利益を経営指標としております。

当事業年度の売上高成長率は70.2%（前事業年度は27.9%）、売上高営業利益率は2.3%（前事業年度は5.4%）、従業員一人当たりの売上総利益は5,780千円（前期比21.8%増）となりました。主に広告事業における収益性の改善と、エネルギー事業の規模拡大により、各数値において前事業年度を上回る結果となりましたが、引き続きこれらの指標について、改善・向上されるよう取り組んでまいります。

## ホ．資本の財源及び資金の流動性

### ア．資金需要

当社の事業活動における運転資金需要の主なものは、仕入費用及び外注費、販売費及び一般管理費等の営業費用であります。

### イ．財務政策

当社は、運転資金及び設備資金につきましては、内部資金又は借入により資金調達することとしております。このうち、借入による資金調達に関しましては、短期借入金又は長期借入金、当座貸越契約で調達しております。なお、当事業年度末における有利子負債の残高は、短期借入金及び長期借入金の523,341千円となっております。

#### 4【経営上の重要な契約等】

当社は、2019年5月10日開催の取締役会決議に基づき、2019年5月15日付で株式会社みずほ銀行との間で、特別当座貸越契約を締結いたしました。

##### (1) 特別当座貸越契約締結の目的

当社は、2018年6月期（前事業年度）から、「電気もジェネリック」という新しい価値の提案を通じて自体の経費削減を支援することを方針として、エネルギー事業（電力販売事業、サービス名称：GENEWAT ジェネワット））に参入しており、取引規模が足元において大幅な拡大基調にあります。

当該事業における財務面の特徴として、電力の販売による収入に対して仕入れの支出が平均的に若干程度（1か月未満）先行し、取引規模の拡大に合わせ必要運転資金の増大が見込まれます。本件当座貸越契約の締結により機動的な資金調達を可能とすることで、運転資金を確保し、財務的基盤のより一層の安定を図ることができるものと考えております。

##### (2) 特別当座貸越契約の概要

契約締結先	株式会社みずほ銀行
極度額	5億円
借入金利	TIBOR+スプレッド
契約期間	2019年5月20日～2020年5月20日（1年ごとの自動更新）
担保の有無	無担保・無保証
資金用途	エネルギー事業に係る経常運転資金

#### 5【研究開発活動】

該当事項はありません。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当事業年度において実施した設備投資の内訳は、次のとおりであります。

##### (1) 広告事業

当事業年度において設備投資を実施しておりません。  
また、重要な設備の除却又は売却はありません。

##### (2) メディア事業

当事業年度において設備投資を実施しておりません。  
また、重要な設備の除却又は売却はありません。

##### (3) エネルギー事業

当事業年度において設備投資を実施しておりません。  
また、重要な設備の除却又は売却はありません。

##### (4) 全社・消去

当事業年度において、3,787千円の設備投資を実施しました。主な内訳は、全社資産の工具、器具及び備品1,637千円、及び管理部門にて使用するソフトウェア2,150千円となっております。  
なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

#### 2【主要な設備の状況】

当社は、福岡本社に主要な設備があり、その内容は以下のとおりであります。

2019年6月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (人)
			建物	車両運搬具	工具、器具 及び備品	ソフトウェア	合計	
本社 (福岡市中央区)	-	全社共通の 業務施設	1,552	986	4,886	1,947	9,372	23(4)
本社 (福岡市中央区)	広告事業	ソフトウェア	-	-	-	2,857	2,857	128(10)
本社 (福岡市中央区)	メディア事業	ソフトウェア	-	-	-	0	0	6(3)
本社 (福岡市中央区)	エネルギー事業	ソフトウェア	-	-	-	-	-	5(1)

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 当社は建物の一部を賃借しております。年間賃借料は29,533千円であります。

3. 現在休止中の主要な設備はありません。

4. 従業員数の( )書きは外書きで臨時雇用者数であります。

#### 3【設備の新設、除却等の計画】

経常的な設備の更新のための新設及び除却等を除き、該当事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,712,000
計	4,712,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2019年6月30日)	提出日現在発行数 (株) (2019年9月27日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,394,200	1,394,200	東京証券取引所 (マザーズ市場) 福岡証券取引所 (Q-Board市場)	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	1,394,200	1,394,200	-	-

(注) 「提出日現在発行数」欄には、2019年9月1日からこの有価証券報告書提出日までのストック・オプションとしての新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

会社法の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第2回新株予約権(2013年12月21日定時株主総会決議)

会社法に基づき、2013年12月21日現在で在任する当社取締役及び、在籍する当社従業員に対して新株予約権を発行することを、2013年12月21日開催の株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	2013年12月21日定時株主総会決議に基づく2014年1月14日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役2、当社従業員5
新株予約権の数(個)	37 (注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 37,000 (注)2、10
新株予約権の行使時の払込金額(円)	650 (注)3、10
新株予約権の行使期間	自 2014年10月1日 至 2020年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 650 資本組入額 325 (注)3、4、10
新株予約権の行使の条件	(注)6
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)8

当事業年度の末日(2019年6月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2019年8月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権1個当たりの発行価額は、3,000円とする。

2. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式1株とする。

なお、付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、係る調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合は除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

#### 4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

#### 6. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、2014年6月期の損益計算書に2013年9月期における第4四半期（自2013年7月1日至2013年9月30日）の損益計算書を合理的に加算した損益計算書又は2015年6月期の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）に記載される経常利益が50百万円を超過した場合に新株予約権を行使することができる。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認められた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (4) 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

#### 7. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記6に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

#### 8. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

##### (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

##### (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

##### (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2に準じて決定する。

##### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記8.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

##### (5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権の行使期間の末日までとする。

##### (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記4に準じて決定する。

##### (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

##### (8) その他新株予約権の行使の条件

上記6に準じて決定する。

##### (9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記7に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

9. 当社は、新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。



10. 2016年2月16日開催の取締役会決議に基づき、2016年3月3日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。これにより、事業年度末現在及び提出日の前月末現在において「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

株式会社ホープ 2017年度第2回新株予約権（2016年8月9日取締役会決議）

会社法に基づき、2016年8月9日開催の取締役会において、当社取締役に対して新株予約権を発行することを決議し、2016年8月26日開催の取締役会決議に基づき付与されたものであります。

決議年月日	2016年8月26日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役1
新株予約権の数（個）	695（注）2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 69,500（注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,603（注）3
新株予約権の行使期間	自 2017年10月1日 至 2026年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,603 資本組入額 801.5 （注）3、4
新株予約権の行使の条件	（注）6
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）5
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）8

当事業年度の末日（2019年6月30日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2019年8月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1. 新株予約権1個当たりの発行価額は、1,000円とする。

2. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、係る調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（又は併合）の比率

また、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合は除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

6. 新株予約権の行使の条件

- (1) 割当日から新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1か月間（当日を含む21取引日）の平均値が一度でも権利行使価額（ただし、上記3に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）に40%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。
- (2) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (3) 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

7. 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。

8. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記8.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権の行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記4に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件  
上記6に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件  
上記7に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
9. 当社は、新株予約権に係る新株予約証券を発行しないものとする。

株式会社ホープ 2018年度第1回新株予約権（2018年1月17日取締役会決議）

会社法に基づき、2018年1月17日開催の取締役会において、当社取締役に対して新株予約権を発行することを決議し、2018年1月31日開催の取締役会決議に基づき付与されたものであります。

決議年月日	2018年1月31日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役3
新株予約権の数（個）	1,185（注）2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 118,500（注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,320（注）3
新株予約権の行使期間	自 2021年10月1日 至 2026年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,320 資本組入額 660 （注）3、4
新株予約権の行使の条件	（注）6
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）5
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）8

当事業年度の末日（2019年6月30日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2019年8月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1. 新株予約権1個当たりの発行価額は、100円とする。

2. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、係る調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（又は併合）の比率

また、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

#### 4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

#### 5. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

#### 6. 新株予約権の行使の条件

- (1) 割当日から新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1か月間（当日を含む21取引日）の平均値が一度でも行使価額（ただし、上記3に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）に40%を乗じた価格を下回った場合、本新株予約権者は残存するすべての新株予約権を行使価額の70%で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。
- (2) 新株予約権者は、上記(1)の条件に抵触せずに、2018年6月期から2023年6月期までの期の当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）の経常利益が一度でも200百万円を超過した場合のみ、新株予約権を行使することができる。なお、上記の経常利益の判定において、本新株予約権に関連する株式報酬費用が計上される場合には、これによる影響を経常利益に足し戻すことにより計算された、株式報酬費用控除前の修正経常利益をもって判定するものとする。
- (3) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (4) 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

#### 7. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記6に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

#### 8. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

##### (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権の行使期間の末日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記4に準じて決定する。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - (8) その他新株予約権の行使の条件  
上記6に準じて決定する。
  - (9) 新株予約権の取得事由及び条件  
上記7に準じて決定する。
  - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
9. 当社は、新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

株式会社ホープ 2018年度第2回新株予約権（2018年1月17日取締役会決議）

会社法に基づき、2018年1月17日開催の取締役会において、当社従業員に対して新株予約権を発行することを決議し、2018年1月31日開催の取締役会決議に基づき付与されたものであります。

決議年月日	2018年1月31日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員130
新株予約権の数（個）	357[344]（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 17,850[17,200]（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1（注）2
新株予約権の行使期間	自 2021年10月1日 至 2024年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,247 資本組入額 623.5 （注）2、3
新株予約権の行使の条件	（注）5
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）7

当事業年度の末日（2019年6月30日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2019年8月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式50株とする。

なお、付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、係る調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（又は併合）の比率

また、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 発行価格は、割当日における新株予約権の公正価格（1株当たり1,246円）と新株予約権行使時の払込金額（1株当たり1円）を合算している。

4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

6. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の割当日から権利行使時に至るまで継続して、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (3) 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

7. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記6に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

8. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権の行使期間の末日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記4に準じて決定する。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - (8) その他新株予約権の行使の条件  
上記6に準じて決定する。
  - (9) 新株予約権の取得事由及び条件  
上記7に準じて決定する。
  - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
9. 当社は、新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。



【その他の新株予約権等の状況】  
該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】  
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2016年2月16日 (注)1	普通株式 388	普通株式 1,178 A種優先株式 157 B種優先株式 231	-	128,667	-	82,467
2016年2月16日 (注)2	A種優先株式 157 B種優先株式 231	普通株式 1,178	-	128,667	-	82,467
2016年3月3日 (注)3	普通株式 1,176,822	普通株式 1,178,000	-	128,667	-	82,467
2016年4月12日 (注)4	普通株式 56,000	普通株式 1,234,000	18,284	146,951	18,284	100,751
2016年6月14日 (注)5	普通株式 110,000	普通株式 1,344,000	70,840	217,791	70,840	171,591
2016年6月15日 (注)4	普通株式 6,000	普通株式 1,350,000	1,959	219,750	1,959	173,550
2016年6月28日 (注)6	普通株式 40,200	普通株式 1,390,200	25,888	245,639	25,888	199,439
2016年7月1日～ 2017年6月30日 (注)4	普通株式 4,000	普通株式 1,394,200	1,306	246,945	1,306	200,745

(注)1. 2016年2月16日付で取得条項付株式の取得事由が生じたため、A種優先株式157株及びB種優先株式231株を自己株式として同日付で取得し、対価として普通株式388株を交付したことによる増加であります。

2. 自己株式(種類株式)の消却による減少であります。

3. 普通株式1株につき1,000株の株式分割による増加であります。

4. ストック・オプションによる新株予約権の行使による増加であります。

5. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 1,400円

引受価額 1,288円

資本組入額 644円

払込金総額 141,680千円

6. 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

発行価格 1,288円

資本組入額 644円

割当先 みずほ証券株式会社

(5) 【所有者別状況】

2019年6月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	2	13	15	12	2	890	934	-
所有株式数(単元)	-	717	865	3,502	136	8	8,708	13,936	600
所有株式数の割合(%)	-	5.14	6.20	25.12	0.97	0.05	62.48	100.00	-

- (注) 1. 所有株式数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて記載しております。  
2. 自己株式129株は、「個人その他」に1単元、「単元未満株式の状況」に29株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2019年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社E.T.	福岡県福岡市中央区平尾浄水町4番7号	335,000	24.03
時津 孝康	福岡県福岡市中央区	267,500	19.18
久家 昌起	福岡県福岡市中央区	72,000	5.16
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	62,700	4.49
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	45,100	3.23
中村 剛	大阪府大阪市西区	40,300	2.89
中村 望	福岡県福岡市早良区	36,000	2.58
楽天証券株式会社	東京都世田谷区玉川1丁目14番1号	29,000	2.08
岸 哲也	福岡県福岡市早良区	20,000	1.43
岸 政代	福岡県福岡市早良区	20,000	1.43
計	-	927,600	66.53

- (注) 1. 発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて記載しております。  
2. 上記日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)の所有株式のうち、信託業務に係る株式数は、62,700株であります。  
3. 2016年9月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、大和証券投資信託委託株式会社が2016年8月31日現在で以下のとおり株式を保有している旨が記載されているものの、当社として議決権行使基準日における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
大和証券投資信託委託株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	56,000	4.03

(7)【議決権の状況】  
【発行済株式】

2019年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 100	-	1「株式等の状況」(1) 「株式の総数等」 「発行済株式」に記載 のとおりであります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,393,500	13,935	同上
単元未満株式	普通株式 600	-	1単元(100株)未満の 株式
発行済株式総数	1,394,200	-	-
総株主の議決権	-	13,935	-

(注)「単元未満株式」の欄の普通株式には、当社の保有の自己株式が29株含まれております。

【自己株式等】

2019年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ホープ	福岡市中央区薬院一丁目 14番5号MG薬院ビル	100	-	100	0.00
計	-	100	-	100	0.00

(注)発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて記載しております。

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】会社法第155条第7号による普通株式の取得

### (1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	24	45
当期間における取得自己株式	47	152

(注) 当期間における取得自己株式には、2019年9月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式数は含めておりません。

### (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	129	-	176	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2019年9月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式数は含めておりません。

## 3【配当政策】

当社は、将来の事業展開と経営体制の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、株主各位に対する適切な利益配分を実施していくことを基本方針としております。一方で、当社は現在成長過程にあり、将来の事業拡大に向けた内部留保の充実を図ることが必要な段階にあることから、設立以来剰余金の配当を実施しておりません。今後は、業績や配当性向、将来的な成長戦略等を総合的に勘案して決定していく方針ですが、現時点において配当実施時期については未定であります。内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応できる経営体制強化及び事業拡大のための投資等に充当していく予定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、期末配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は、取締役会の決議に基づき毎年12月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

当期の期末配当金につきましては、当期純利益を計上しているものの、内部留保の充実が必要であるものと判断し、無配とさせていただきます。また、次期の配当につきましても、現時点において未定であります。可能な限り早い時期に配当を実施するため、今後さらなる企業体制の強化を図ってまいります。

## 4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方

当社は、継続的に企業価値を増大させるためには、経営の効率性と健全性を高めるとともにコーポレート・ガバナンスの充実を図ることが最重要課題であるとの観点から、リスク管理、監督機能の強化に務め、経営の健全性・透明性を高めていく方針であります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

#### イ．企業統治の体制

##### a．取締役会

当社の取締役会は、取締役6名（うち社外取締役3名）で構成され、定例取締役会を毎月1回の他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、業務を執行するとともに、取締役間で相互に職務の執行を監督しております。また、経営方針、年度予算その他重要な事項に関する意思決定、月次予算統制その他重要事項の報告により業務執行及び各取締役の職務執行状況の監督を行っております。なお、取締役会には監査役3名（全員が社外監査役）が毎回出席し、必要に応じ意見陳述をする等、取締役の業務執行状況を監査しております。

取締役会の構成員は、代表取締役社長を機関の長として、次のとおりであります。

代表取締役社長	時津 孝康
取締役	森 新平
取締役	大島 研介
取締役（社外）	田口 一成
取締役（社外）	納富 貞嘉
取締役（社外）	奥本 水穂
常勤監査役（社外）	松山 孝明
監査役（社外）	河上 康洋
監査役（社外）	徳臣 啓至（職名：前田 啓至（司法書士））

##### b．監査役会

監査役会は監査役3名（全て社外監査役、うち1名は常勤監査役）で構成され、毎月1回開催する監査役会において会社の運営状況等について意見交換を行い、監査方針、監査計画、監査に関する重要事項の協議及び決議を行っております。

監査役の構成員は、常勤監査役を機関の長として、次のとおりであります。

常勤監査役（社外）	松山 孝明
監査役（社外）	河上 康洋
監査役（社外）	徳臣 啓至（職名：前田 啓至（司法書士））

##### c．経営会議

当社は、常勤の取締役、常勤監査役、執行役員及び各部署の部長等の他、必要に応じて代表取締役社長が指名する者で構成される経営会議を毎月1回開催し、取締役会付議事項の協議や各部門からの業務執行状況及び事業実績の報告、月次業績の予実分析と審議を行っております。なお、社外取締役及び非常勤監査役は任意でオブザーバーとして出席しております。

経営会議の構成員は、代表取締役社長を機関の長として、次のとおりであります。

代表取締役社長	時津 孝康
取締役	森 新平
取締役	大島 研介
常勤監査役（社外）	松山 孝明
その他部長等	6名

##### d．内部監査室

当社は、代表取締役社長直轄部門である内部監査室専任の1名を含む3名が当社各部門に対し業務監査を実施し、代表取締役社長に監査結果を報告しております。代表取締役社長は監査結果を受け、被監査部門に対し、監査結果及び改善指示書を通達し、改善報告書を提出させることとしております。また、内部監査室は、監査役及び会計監査人と連携し、三様監査を実施しております。

内部監査室の構成員は、次のとおりであります。

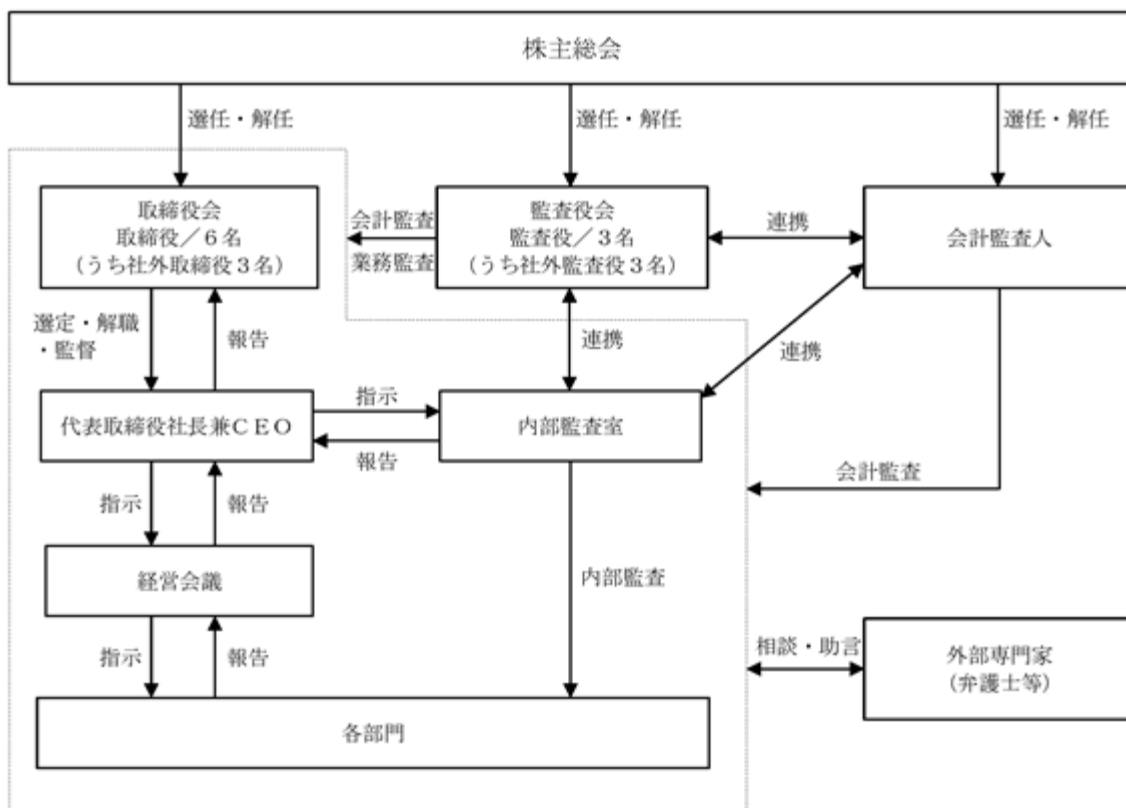
内部監査室長	久家 昌起
--------	-------

その他2名につきましては、他部門との兼任のため、記載しておりません。

ロ．当該体制を採用する理由

当社は、会社法に定める株主総会、取締役会及び監査役会を設置し、経営に関する重要事項等の意思決定及び業務執行の監督をしております。また、内部監査担当を任命し、日常的な業務を監査しております。これらの各機関の相互連携により、経営の健全性・効率性を確保できると認識しているため、現状の企業統治体制を採用しております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概況図は、以下のとおりであります。



企業統治に関するその他の事項

イ．内部統制システムの整備の状況

当社の内部統制システムにつきましては、2015年4月17日開催の取締役会において、「内部統制システム構築に関する基本方針」を定め、取締役会その他主要会議により職務の執行が効率的に行われ、法令及び定款に適合することを確保するための体制作りに努めております。その他役員、従業員の職務執行に対し、監査役及び内部監査担当者がその職務遂行状況を監視し、随時必要な監査手続を実施しております。

また、取締役及び従業員のコンプライアンス体制として、経営活動その他の事項に関する法令等を遵守するための有効な体制を適切に整備・運営し、社業の発展を図ることを目的とし、役職員のコンプライアンス体制の整備等のためにコンプライアンス統括役員及び部門責任者で構成される「コンプライアンス委員会」を設置しており、原則年2回開催し当社のコンプライアンス推進について協議・検討することとしております。

ロ．リスク管理体制の整備の状況

当社は、事業遂行に伴う経営上のリスクを事前に回避することを目的として、危機管理規程を定め、迅速な対応及び管理が行えるようリスク管理体制を整備・運用しております。当社を取り巻く事業リスクについては、取締役会、経営会議等において適宜協議・検討するとともに、弁護士、公認会計士、社会保険労務士と顧問契約あるいは業務委託契約を締結して、適宜適切な助言と指導を受けられる体制を構築しております。また、反社会的勢力対策規程及び反社会的勢力対応マニュアルを定め、反社会的勢力による民事介入暴力等に対する対策を講じている他、公益通報者保護規程を定め、不正行為等に関する通報窓口を設けております。

#### 八．責任限定契約の内容の概要

当社は、定款において、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役（以下、非業務執行取締役等という。）との間に同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めており、当社と非業務執行取締役等との間で、同規定に基づき賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、非業務執行取締役等が責任の原因となった職務の遂行について善意で重過失がないときに限られます。

#### 二．取締役の定数

当社の取締役の定数は7名以内とする旨を定款に定めております。

#### ホ．取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

#### へ．株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

#### ト．中間配当に関する事項

当社は、機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項に定める中間配当を、毎年12月31日を基準日として取締役会決議により可能とする旨を定款に定めております。

#### チ．自己株式の取得について

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得できる旨を定款に定めております。



(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性8名、女性1名（役員のうち女性の比率11.1%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長 CEO	時津 孝康	1981年1月22日生	2005年2月 (有)ホープ・キャピタル(現 当 社)代表取締役社長 2017年6月 当社代表取締役社長兼CEO (現任)	(注)3	267
取締役 COO	森 新平	1983年4月30日生	2008年4月 当社入社 2011年11月 当社取締役 2013年5月 当社セールスプロモーション部 長 2014年10月 当社メディアクリエーション部 長 2016年7月 当社人事部長兼経営企画部長 2017年6月 当社取締役COO(現任)	(注)3	6
取締役 CFO	大島 研介	1981年11月25日生	2011年10月 当社入社 2013年5月 当社管理(現 経営管理)部長 2013年12月 当社取締役 2017年6月 当社取締役CFO(現任)	(注)3	3
取締役	田口 一成	1980年12月19日生	2003年4月 (株)ミスミ入社 2007年3月 (株)ボダレス・ジャパン 代表 取締役社長(現任) 2018年9月 当社取締役(現任)	(注)4	-
取締役	納富 貞嘉	1978年8月11日生	2005年3月 (株)Fusic 代表取締役社長(現 任) 2018年9月 当社取締役(現任)	(注)4	-
取締役	奥本 水穂	1974年7月7日生	1998年3月 (有)イクリプス(現 (株)イクリプ ス)設立 代表取締役 2016年3月 (株)イクリプス 代表取締役会 長&CEO(現任) 2019年9月 当社取締役(現任)	(注)3	-
常勤監査役	松山 孝明	1951年1月12日生	1974年3月 (株)福岡相互銀行(現 (株)西日本 シティ銀行)入社 2001年6月 (株)九州リースサービス 常務取 締役営業本部長 2004年6月 NCBビジネスサービス(株) 取 締役総務部長 2006年6月 九州債権回収(株) 監査役 2014年12月 社会保険労務士登録(福岡県社 会保険労務士会) 2015年6月 (株)ベータソフト監査役 2017年3月 当社監査役(現任)	(注)5	-
監査役	河上 康洋	1976年5月13日生	2001年4月 (株)ビエトロ入社 2007年1月 (株)福岡リアルティ入社 2007年7月 河上康洋税理士事務所開設 所 長(現任) 2011年4月 合同会社すいとう福岡プロジェ クト(現 合同会社河上中小企 業診断士事務所)設立 代表社 員(現任) 2011年11月 当社監査役(現任)	(注)5	0
監査役	徳臣 啓至 (職名:前田 啓 至(司法書士))	1979年12月2日生	2002年4月 (株)武富士入社 2009年11月 添田司法書士事務所入所 2014年1月 前田司法書士事務所(現 大手 門司法書士事務所)開設 所 長(現任) 2015年9月 当社監査役(現任)	(注)5	1
計					279

- (注)1. 取締役田口一成、納富貞嘉及び奥本水穂は、社外取締役であります。  
2. 監査役松山孝明、河上康洋及び徳臣啓至は、社外監査役であります。  
3. 取締役の任期は、2019年9月26日開催の定時株主総会終結の時から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

4. 取締役の任期は、2018年9月27日開催の定時株主総会終結の時から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 監査役の任期は、2019年9月26日開催の定時株主総会終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
6. 所有する当社株式の数には、役員持株会における各自の持分を含めておりません。

#### 社外役員の状況

##### イ. 社外取締役

当社の取締役6名のうち、田口一成、納富貞嘉及び奥本水穂の3名は社外取締役であります。

なお、当社と社外取締役田口一成、納富貞嘉及び奥本水穂の間には、人的・資本的關係、取引關係及びその他利害關係はありません。また、当社は社外取締役の全員を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出しております。

社外取締役の田口一成は、代表取締役社長を務める会社において、ソーシャルビジネスを通じて社会問題を解決する取り組みを実現しており、その経営者としての豊富な経験を活かして、当社の経営基盤及びコーポレート・ガバナンスの強化に貢献いただけるものと考え、社外取締役に選任しております。

社外取締役の納富貞嘉は、業務系Webシステム等の開発に強みをもつシステム開発会社における代表取締役社長の任務を通じて、経営者としての豊富な経験とIT・技術の活用に関する見識を有しており、当社の経営基盤及びコーポレート・ガバナンスの強化に貢献いただけるものと考え、社外取締役に選任しております。

社外取締役の奥本水穂は、代表取締役会長&CEOを務める会社において、広告・デザイン・WEBサイトの制作サービス、幼児保育所運営などの保育事業の経営を通じ、幅広い知識と経験を有しており、当社の経営判断への助言・提言及び業務執行の監督に貢献いただけるものと考え、社外取締役に選任しております。

##### ロ. 社外監査役

当社の監査役3名のうち、全員が社外監査役であります。

なお、当社と社外監査役松山孝明、河上康洋及び徳臣啓至の間には、人的・資本的關係、取引關係及びその他利害關係はありません。また、当社は社外監査役の全員を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出しております。

社外監査役の松山孝明は、監査役としての豊富な経験と、社会保険労務士としての知識を有しており、当社経営に対して適時適切なお意見やご指摘をいただけるものと期待し、社外監査役に選任しております。

社外監査役の河上康洋は、税理士としての豊富な経験と税務・会計の知識等に基づき、当社経営に対して有益なお意見やご指摘をいただくことにより、引続き当社経営の健全性・適正性の確保に資することを期待し、社外監査役として選任しております。

社外監査役の徳臣啓至は、司法書士であり会社法に関する豊富な知見を有しております。そのため、当社の監査体制の強化を担えるものと判断し、社外監査役として選任しております。

##### ハ. 社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針

当社は社外取締役及び社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準又は方針を定めておりませんが、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性の判断基準等を参考にしており、一般株主と利益相反が生じる恐れのない人物を選任しております。

##### 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、内部統制部門である経営管理部との間で情報交換を行うことで業務の効率性、有効性の向上に努めております。社外監査役3名は、内部監査室及び内部統制部門である経営管理部との間で情報交換を行うことで監査の効率性、有効性の向上に努めております。また、監査役会、内部監査室及び会計監査人は、原則四半期ごとに三者間での意見交換を行い、各監査間での監査計画・監査報告の報告、情報の共有など緊密な相互連携の強化に努めております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社は、監査役会制度を採用しており、常勤監査役及び非常勤監査役2名で構成されており、3名とも社外監査役であります。毎月1回開催する定例監査役会のほか、必要に応じて臨時の監査役会を開催し、会社の運営状況等について意見交換を行い、監査方針、監査計画、監査に関する重要事項の協議及び決議を行っております。また、監査計画に基づく監査手続を実施するとともに、取締役会及び経営会議等重要な会議に出席し取締役の職務執行を全般にわたって監視する他、会計監査人や内部監査室と連携し、経営に対する適切な監視を実施しております。

なお、社外監査役河上康洋は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

内部監査の状況

当社は、代表取締役社長直轄部門である内部監査室専任の1名を含む3名が当社各部門に対し業務監査を実施し、代表取締役社長に監査結果を報告しております。代表取締役社長は監査結果を受け、被監査部門に対し、監査結果及び改善指示書を通達し、改善報告書を提出させることとしております。また、内部監査室は、監査役及び会計監査人と連携し、三様監査を実施しております。

会計監査の状況

イ．監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

ロ．業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 西元 浩文

指定有限責任社員 業務執行社員 高尾 圭輔

ハ．監査業務に係る補助者の構成

公認会計士10名、その他6名

ニ．監査法人の選定方針と理由

当社は、監査法人を選定する際には、当該法人の実績、監査体制、独立性及び監査報酬の水準等を総合的に勘案したうえで選定する方針としております。また、当社が有限責任監査法人トーマツを選定した理由は、前述の事項を審議した結果、監査法人として独立性および専門性を有しており、当社の監査品質の確保が可能であると判断したためであります。

ホ．監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。この評価については、会社法等関連規定の遵守、監査法人の業務執行体制・品質管理体制、監査業務執行の妥当性及び監査報酬の水準等を考慮し、総合的に判断しております。

ヘ．監査報酬の内容等

ア．監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
14,000	-	15,000	1,150

(注) 当事業年度における非監査業務の内容は、間接業務改善に関する助言指導であります。

イ．監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬(ア．を除く)

該当事項はありません。

ロ．その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d . 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に関する監査報酬の決定方針は、監査報酬の見積り内容（監査業務に係る人数や日数等）を勘案し、監査役会と協議の上、監査役会の同意を得て決定しております。

e . 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、監査法人の業務執行体制・品質管理体制、監査業務執行の妥当性について総合的に勘案し、適性と判断したためであります。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社は役員報酬に関する方針を定めておりませんが、当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定権限を有する者は、取締役会により委任された代表取締役社長時津孝康であり、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定する権限を有しております。

監査役の報酬については、株主総会にて決議された報酬総額の限度内において監査役会の協議で決定しております。

なお、取締役の報酬限度額は、2015年9月28日開催の定時株主総会において年額100,000千円以内、監査役の報酬限度額は、2015年9月28日開催の定時株主総会において年額10,000千円以内と決議されております。

当事業年度における当社の取締役の報酬等の決定過程における取締役会の活動としてましては、2018年9月27日の取締役会にて、上記株主総会決議の範囲内において、代表取締役社長に一任いたしました。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる役員 の員数 (名)
		基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	35,700	35,700	-	-	-	4
監査役 (社外監査役を除く。)	-	-	-	-	-	-
社外取締役	3,150	3,150	-	-	-	2
社外監査役	5,400	5,400	-	-	-	3

(注) 1. 報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、役員ごとの報酬等の総額は、記載を省略しております。

2. 上記には2018年9月30日付で辞任した取締役1名を含んでおります。

3. 社外取締役の支給人員は、無報酬の取締役1名を除いております。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、主に株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的として保有している投資株式を純投資目的としております。

投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式については、そのリターンとリスク等を踏まえた中長期的な観点から、これを反映した保有の意義、経済合理性について、取締役会で定期的に検証を行い、保有継続の是非を判断しております。また、保有する意義が希薄化した株式は、適宜縮減していく方針です。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	2	53,500
非上場株式以外の株式	6	8,236

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	1	4,587	営業上の取引関係構築目的での新規取得による増加

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(千円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	-	-

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報  
特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)		
(株)サイネックス	100	100	(保有目的) 情報収集目的 (定量的な保有効果) (注) 2	有
	61	82		
(株)スターフライヤー	600	600	(保有目的) 株主優待目的 (定量的な保有効果) (注) 2	無
	2,361	2,307		
カゴメ(株)	100	100	(保有目的) 情報収集目的 (定量的な保有効果) (注) 2	無
	250	368		
(株)ユニテッドア ローズ	100	100	(保有目的) 情報収集目的 (定量的な保有効果) (注) 2	無
	336	414		
(株)カヤック	100	100	(保有目的) 情報収集目的 (定量的な保有効果) (注) 2	無
	66	94		
(株)プラス	7,600	-	(保有目的) 営業上の取引関係構築目的 (定量的な保有効果) (注) 2 (株式数が増加した理由) 営業上の取引 関係構築目的での新規取得による追加	無
	5,160	-		

- (注) 1. 特定投資株式の(株)サイネックス、カゴメ(株)、(株)ユニテッドアローズ、(株)カヤック及び(株)プラスは、貸借対照表計上額が資本金額の100分の1以下であります。保有6銘柄すべてにおいて記載しております。
2. 定量的な保有効果については記載が困難であるため、保有の合理性を検証した方法について記載いたしません。当社は、特定投資株式について、取締役会にて保有の意義を検証しており、現状保有する特定投資株式はいずれも保有方針に沿った目的で保有していることを確認しております。

みなし保有株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2018年7月1日から2019年6月30日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

### 3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

### 4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応できるよう体制整備に努めており、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。また、監査法人等が主催するセミナーへの参加及び財務・会計の専門書の購読を行っております。



1【財務諸表等】  
 (1)【財務諸表】  
 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年6月30日)	当事業年度 (2019年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	443,091	494,773
売掛金	390,907	1,077,420
商品及び製品	896,551	629,230
仕掛品	258	213
貯蔵品	157	188
前渡金	864	4,198
前払費用	11,924	9,222
その他	73,365	71,156
貸倒引当金	1,448	2,694
流動資産合計	1,815,671	2,283,709
固定資産		
有形固定資産		
建物	7,421	6,771
減価償却累計額	5,640	5,219
建物(純額)	1,781	1,552
車両運搬具	1,737	1,737
減価償却累計額	213	751
車両運搬具(純額)	1,524	986
工具、器具及び備品	16,179	17,296
減価償却累計額	9,672	12,410
工具、器具及び備品(純額)	6,506	4,886
有形固定資産合計	9,812	7,424
無形固定資産		
ソフトウェア	9,921	4,805
ソフトウェア仮勘定	-	20,710
その他	-	2,356
無形固定資産合計	9,921	27,871
投資その他の資産		
投資有価証券	56,766	61,736
従業員に対する長期貸付金	363	378
破産更生債権等	8,754	13,885
繰延税金資産	6,092	14,707
敷金及び保証金	55,609	348,151
その他	9	9
貸倒引当金	8,754	13,885
投資その他の資産合計	118,839	424,983
固定資産合計	138,573	460,280
資産合計	1,954,244	2,743,990

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年6月30日)	当事業年度 (2019年6月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	1,015,471	1,370,493
短期借入金	-	200,000
1年内返済予定の長期借入金	39,996	86,658
未払金	41,373	39,765
未払費用	76,196	92,068
未払法人税等	-	34,539
前受金	112,932	71,255
預り金	11,538	11,797
賞与引当金	20,429	18,823
その他	50,334	54,227
流動負債合計	1,368,272	1,979,627
固定負債		
長期借入金	140,006	236,683
固定負債合計	140,006	236,683
負債合計	1,508,278	2,216,310
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	246,945	246,945
資本剰余金		
資本準備金	200,745	200,745
資本剰余金合計	200,745	200,745
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	5,154	70,421
利益剰余金合計	5,154	70,421
自己株式	195	241
株主資本合計	442,340	517,871
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	87	290
評価・換算差額等合計	87	290
新株予約権	3,713	9,517
純資産合計	445,966	527,679
負債純資産合計	1,954,244	2,743,990

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)	当事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)
売上高	2,269,467	3,862,460
売上原価	1,510,051	2,822,717
売上総利益	759,416	1,039,742
販売費及び一般管理費	1,881,233	1,952,715
営業利益又は営業損失( )	121,817	87,026
営業外収益		
受取利息	9	10
受取配当金	3	18
違約金収入	3,762	3,983
助成金収入	3,870	11,880
その他	867	700
営業外収益合計	8,514	16,592
営業外費用		
支払利息	706	1,708
支払手数料	33	5,950
その他	-	622
営業外費用合計	740	8,281
経常利益又は経常損失( )	114,043	95,336
特別損失		
減損損失	2,7362	2,2208
特別損失合計	7,362	2,208
税引前当期純利益又は税引前当期純損失( )	121,406	93,127
法人税、住民税及び事業税	8,258	26,294
法人税等調整額	1,207	8,742
法人税等合計	7,051	17,551
当期純利益又は当期純損失( )	128,457	75,576

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)		当事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費		73,407	17.1	86,290	17.8
外注費		340,488	79.6	387,465	80.0
経費		13,946	3.3	10,797	2.2
当期総制作費用		427,843	100.0	484,553	100.0
仕掛品期首たな卸高		82		258	
合計		427,925		484,812	
仕掛品期末たな卸高		258		213	
当期製品制作原価		427,667		484,599	
商品及び製品期首たな卸高		810,894		899,845	
当期商品仕入高		1,168,131		2,070,798	
合計		2,406,693		3,455,242	
商品及び製品期末たな卸高		899,845		631,783	
商品評価損		3,202		742	
売上原価		1,510,051		2,822,717	

原価計算の方法

原価計算の方法は、実際個別原価計算であります。

(注) 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
地代家賃	4,550	4,127
通信費	4,693	2,628
消耗品費	2,668	2,072
減価償却費	556	619

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2017年7月1日 至 2018年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	246,945	200,745	200,745	123,302	123,302	153	570,839
当期変動額							
当期純損失（ ）				128,457	128,457		128,457
自己株式の取得						41	41
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	128,457	128,457	41	128,499
当期末残高	246,945	200,745	200,745	5,154	5,154	195	442,340

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	143	143	806	571,789
当期変動額				
当期純損失（ ）				128,457
自己株式の取得				41
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	231	231	2,907	2,676
当期変動額合計	231	231	2,907	125,823
当期末残高	87	87	3,713	445,966

当事業年度（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本						自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	246,945	200,745	200,745	5,154	5,154	195	442,340	
当期変動額								
当期純利益				75,576	75,576		75,576	
自己株式の取得						45	45	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	-	75,576	75,576	45	75,530	
当期末残高	246,945	200,745	200,745	70,421	70,421	241	517,871	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	87	87	3,713	445,966
当期変動額				
当期純利益				75,576
自己株式の取得				45
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	378	378	5,803	6,182
当期変動額合計	378	378	5,803	81,712
当期末残高	290	290	9,517	527,679

## 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)	当事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失( )	121,406	93,127
減価償却費	11,902	9,082
減損損失	7,362	2,208
株式報酬費用	2,789	5,803
貸倒引当金の増減額( は減少)	2,710	6,376
受取利息及び受取配当金	13	28
支払利息	706	1,708
売上債権の増減額( は増加)	101,026	686,512
たな卸資産の増減額( は増加)	85,904	267,334
営業保証金の増減額( は増加)	-	302,112
仕入債務の増減額( は減少)	115,191	355,021
前受金の増減額( は減少)	9,035	41,677
その他	97,673	22,826
小計	79,049	266,839
利息及び配当金の受取額	13	28
利息の支払額	700	1,708
法人税等の支払額又は還付額( は支払)	623	649
その他	8,215	10,163
営業活動によるキャッシュ・フロー	72,144	257,706
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	11,014	11,014
定期預金の払戻による収入	11,011	11,014
有形固定資産の取得による支出	8,477	1,198
有形固定資産の売却による収入	222	-
無形固定資産の取得による支出	-	27,910
投資有価証券の取得による支出	5,132	4,587
従業員に対する長期貸付けによる支出	500	550
従業員に対する長期貸付金の回収による収入	657	385
敷金及び保証金の差入による支出	19,682	42
敷金及び保証金の回収による収入	8,294	-
その他	0	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	24,620	33,904
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額( は減少)	-	200,000
長期借入れによる収入	200,000	200,000
長期借入金の返済による支出	28,754	56,661
新株予約権の発行による収入	118	-
自己株式の取得による支出	41	45
財務活動によるキャッシュ・フロー	171,322	343,293
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	74,557	51,681
現金及び現金同等物の期首残高	357,519	432,077
現金及び現金同等物の期末残高	432,077	483,759

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

    その他有価証券

        時価のあるもの

            決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

        時価のないもの

            移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品及び製品、仕掛品

    個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 貯蔵品

    最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

    定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

    なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10年
車両運搬具	5～6年
工具、器具及び備品	2～8年

(2) 無形固定資産

    定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

    売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

    従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

    手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

    消費税等の会計処理

    消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。なお、控除対象外消費税及び地方消費税は、発生事業年度の期間費用として処理しております。



(未適用の会計基準等)

(収益認識に関する会計基準等)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日 企業会計基準委員会)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

本会計基準等は、収益認識に関する包括的な会計基準であり、その基本となる原則は、約束した財又はサービスの顧客への移転を当該財又はサービスと交換に企業が権利を得ると見込む対価の額で描写するように、収益を認識することであります。

基本となる原則に従って収益を認識するために、次の5つのステップを適用します。

ステップ1: 顧客との契約を識別する。

ステップ2: 契約における履行義務を識別する。

ステップ3: 取引価格を算定する。

ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年6月期から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)等を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、税効果会計関係注記を変更しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」6,092千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」6,092千円に含めて表示しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第4項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(1)(評価性引当額の合計額を除く。)に記載された内容を追加しています。ただし、当該内容のうち前事業年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取扱いに従って記載していません。

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めて表示しておりました「支払手数料」は、金額的重要性が増したため、当事業年度においては独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において「営業外費用」の「その他」に表示していた33千円は、「支払手数料」として組み替えております。

(キャッシュ・フロー計算書)

前事業年度において、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「短期借入れによる収入」及び「短期借入金の返済による支出」は総額表示しておりましたが、期間が短く、かつ、回転が速い項目であるため、当事業年度より「短期借入金の純増減額(は減少)」として純額表示しています。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度のキャッシュ・フロー計算書において「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「短期借入れによる収入」に表示していた250,000千円及び「短期借入金の返済による支出」に表示していた250,000千円は、「短期借入金の純増減額(は減少)」として組み替えております。

(貸借対照表関係)

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメント契約に係る借入金未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年6月30日)	当事業年度 (2019年6月30日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	800,000千円	900,000千円
借入実行残高	-	200,000
差引額	800,000	700,000

(損益計算書関係)

1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及びその金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)	当事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)
給料手当	412,759千円	479,811千円
賞与引当金繰入額	20,429	18,823
減価償却費	11,345	8,462
貸倒引当金繰入額	2,710	6,549
租税公課	5,548	15,259
おおよその割合		
販売費に属する費用	72.0%	75.8%
一般管理費に属する費用	28.0	24.2

2. 減損損失

前事業年度(自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)

場所	用途	種類	金額
本社(福岡県福岡市薬院)	遊休資産	ソフトウェア	7,362千円

当社は、原則として、事業用資産については事業部を基準としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当事業年度において、上記資産を使用したサービス(自治体広告マーケットプレイス「LAMP」)について当初想定していた収益が見込めなくなったため、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当該資産の回収可能性は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値が見込めないため、備忘価額により評価しております。

当事業年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

場所	用途	種類	金額
本社(福岡県福岡市薬院)	遊休資産	ソフトウェア	2,208千円

当社は、原則として、事業用資産については事業部を基準としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当事業年度において、上記資産を使用したサービス(マチの子育てアプリ「マチカゴ」)について当初想定していた収益が見込めなくなったため、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当該資産の回収可能性は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値が見込めないため、備忘価額により評価しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	1,394,200	-	-	1,394,200
合計	1,394,200	-	-	1,394,200

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式 (注)	71	34	-	105
合計	71	34	-	105

(注) 普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取請求による増加であります。

3. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約 権の目的 となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年 度末残高 (千円)
			当事業年 度期首	当事業年 度増加	当事業年 度減少	当事業年 度末	
提出会社	ストック・オプションと しての新株予約権	-	-	-	-	-	3,713
	合計	-	-	-	-	-	3,713

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	1,394,200	-	-	1,394,200
合計	1,394,200	-	-	1,394,200

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式（注）	105	24	-	129
合計	105	24	-	129

(注) 普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取請求による増加であります。

3. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約 権の目的 となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年 度末残高 （千円）
			当事業年 度期首	当事業年 度増加	当事業年 度減少	当事業年 度末	
提出会社	ストック・オプションと しての新株予約権	-	-	-	-	-	9,517
	合計	-	-	-	-	-	9,517

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)	当事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)
現金及び預金勘定	443,091千円	494,773千円
預入期間が3か月を超える定期預金	11,014	11,014
現金及び現金同等物	432,077	483,759

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

該当事項はありません。



(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については、短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。なお、デリバティブ取引は全く利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、その他有価証券であり、市場価格の変動リスク等に晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金は、運転資金を目的としたものであり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

債権管理規程に従い、管理部門の担当者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、管理部門の担当者が定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき、管理部門が定期的に資金繰計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2.参照）。

前事業年度（2018年6月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	443,091	443,091	-
(2) 売掛金	390,907	390,907	-
(3) 投資有価証券	3,266	3,266	-
資産計	837,265	837,265	-
(1) 買掛金	(1,015,471)	(1,015,471)	-
(2) 未払法人税等	-	-	-
(3) 短期借入金	-	-	-
(4) 長期借入金	(180,002)	(179,808)	193
負債計	(1,195,473)	(1,195,280)	193

( ) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

当事業年度（2019年6月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	494,773	494,773	-
(2) 売掛金	1,077,420	1,077,420	-
(3) 投資有価証券	8,236	8,236	-
資産計	1,580,431	1,580,431	-
(1) 買掛金	(1,370,493)	(1,370,493)	-
(2) 未払法人税等	(34,539)	(34,539)	-
(3) 短期借入金	(200,000)	(200,000)	-
(4) 長期借入金	(323,341)	(322,994)	346
負債計	(1,928,373)	(1,928,026)	346

( ) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び投資有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払法人税等、(3) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、上記表には1年以内に返済予定のものを含んでおります。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	前事業年度 (2018年6月30日)	当事業年度 (2019年6月30日)
非上場株式 (千円)	53,500	53,500
敷金及び保証金 (千円)	55,609	348,151
合計 (千円)	109,109	401,651

(注) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、敷金及び保証金のうち、償還時期を合理的に見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、「2. 金融商品の時価等に関する事項」には記載しておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額  
前事業年度(2018年6月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	443,091	-	-	-
売掛金	390,907	-	-	-
合計	833,999	-	-	-

当事業年度(2019年6月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	494,773	-	-	-
売掛金	1,077,420	-	-	-
合計	1,572,194	-	-	-

4. 長期借入金の決算日後の返済予定額  
前事業年度(2018年6月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	39,996	43,329	39,996	39,996	16,685	-
合計	39,996	43,329	39,996	39,996	16,685	-

当事業年度(2019年6月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	86,658	79,992	79,992	56,681	20,018	-
合計	86,658	79,992	79,992	56,681	20,018	-

(有価証券関係)

1. 関連会社株式

前事業年度(2018年6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(2019年6月30日)

該当事項はありません。

2. その他有価証券

前事業年度(2018年6月30日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	782	648	133
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	2,484	2,705	220
	合計	3,266	3,354	87

当事業年度(2019年6月30日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	5,160	4,587	572
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	3,076	3,231	155
	合計	8,236	7,819	417

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額53,500千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「2. その他有価証券」には含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

前事業年度(自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

該当事項はありません。

4. 保有目的を変更した有価証券

前事業年度(自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)

当事業年度において、従来関連会社株式として保有していたTrim株式会社の株式(貸借対照表計上額48,500千円)をその他有価証券に変更しております。

これは当該株式の第三者割当増資により関連会社株式に該当しなくなったため、変更したものであります。

当事業年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)  
該当事項はありません。

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

	前事業年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)	当事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)
販売費及び一般管理費 (千円)	2,789	5,803

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	株式会社ホープ 2018年度 第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員130名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 20,900株
付与日	2018年2月1日
権利確定条件	新株予約権者は、新株予約権の割当日から権利行使時に至るまで継続して、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
対象勤務期間	自 2018年2月1日 至 2021年9月30日
権利行使期間	自 2021年10月1日 至 2024年9月30日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2019年6月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	株式会社ホープ 2018年度 第2回新株予約権
権利確定前 (株)	
前事業年度末	19,700
付与	-
失効	1,850
権利確定	-
未確定残	17,850
権利確定後 (株)	
前事業年度末	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	-

単価情報

	株式会社ホープ 2018年度 第2回新株予約権
権利行使価格 (円)	1
行使時平均株価 (円)	-
付与日における 公正な評価単価 (円)	62,300

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において付与されたストック・オプションはありません。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。



(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2018年6月30日)	当事業年度 (2019年6月30日)
繰延税金資産		
減価償却超過額	4,074千円	3,677千円
未払事業税	-	2,505
貸倒引当金	3,107	5,050
未払社会保険料	3,223	3,184
賞与引当金	6,222	5,733
その他有価証券評価差額金	-	47
税務上の繰越欠損金	23,625	6,116
その他	3,671	5,548
繰延税金資産小計	43,924	31,862
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	-	5,721
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	-	11,306
評価性引当額合計	37,832	17,027
繰延税金資産合計	6,092	14,834
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	-	127
繰延税金負債計	-	127
繰延税金資産純額	6,092	14,707

(注) 評価性引当額が20,805千円減少しております。この減少の主な内容は、課税所得の計上により、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額を取り崩したることによるものであります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2018年6月30日)	当事業年度 (2019年6月30日)
法定実効税率	30.7%	30.5%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7	1.2
住民税均等割	6.8	8.8
評価性引当額の増減	29.7	22.3
その他	0.7	0.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	5.8	18.9

(注) 前事業年度は税引前当期純損失のため、法定実効税率を (マイナス) として記載しております。

(持分法損益等)

1. 関連会社に関する事項

前事業年度(自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)

当社は関連会社を有していないため、該当事項はありません。

当事業年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

当社は関連会社を有していないため、該当事項はありません。

2. 開示対象特別目的会社に関する事項

当社は、開示対象特別目的会社を有していないため、該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当社は、本社事務所の不動産賃貸契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、当事業年度末における資産除去債務は、当該賃貸契約の敷金計上額に関連する部分について、当該資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、広告事業を主な事業とし、これに加えてメディア事業及びエネルギー事業を、新たな収益獲得の柱と位置づけております。当社はこれらを基礎としたサービス別のセグメントから構成されており、「広告事業」、「メディア事業」及び「エネルギー事業」の3つを報告セグメントとしております。

(2) 報告セグメントの変更等に関する事項

当事業年度より、経営管理体制の見直しに伴う経営資源配分の決定方法及び業績評価方法の類似性・関連性を踏まえ、事業区分及び事業活動の実態を適切に表すとともに、事業内容を明瞭に表現する目的で、報告セグメントを従来のP P S事業の単一セグメントから、「広告事業」、「メディア事業」及び「エネルギー事業」の3区分に変更しております。

なお、前事業年度のセグメント情報は、当事業年度の報告セグメントの区分に基づき作成したものを開示しております。

(3) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類は、次のとおりであります。

報告セグメント	サービス名称及び内容等
広告事業	( SMART RESOURCE サービス ) 広報紙広告・バナー広告等 ( 旧 D S サービス )
	( SMART CREATION サービス ) マチレット ( M C サービスを名称変更 )、 mamaro
メディア事業	ジチタイワークス、BtoGマーケティング ( B P O 支援サービスを集約 )、マチイロ、自治体クリップ、マチカゴ
エネルギー事業	GENEWAT

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報  
前事業年度(自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント			合計	調整額 (注)1	財務諸表 計上額 (注)2
	広告	メディア	エネルギー			
売上高						
外部顧客への売上高	2,215,175	47,715	6,576	2,269,467	-	2,269,467
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	2,215,175	47,715	6,576	2,269,467	-	2,269,467
セグメント利益又は 損失( )	247,269	61,607	8,596	177,064	298,882	121,817
セグメント資産	1,310,225	10,726	6,743	1,327,694	626,550	1,954,244
その他の項目						
減価償却費	6,721	47	-	6,768	5,133	11,902
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	-	-	-	-	8,890	8,890

(注)1. 調整額の内容は下記のとおりであります。

- (1) セグメント利益及び損失の調整額 298,882千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用298,882千円であり、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
  - (2) セグメント資産の調整額626,550千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産626,550千円であり、主に報告セグメントに配分していない現金及び預金、管理部門に係る資産等であります。
  - (3) その他の項目の減価償却費の調整額5,133千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用5,133千円であり、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
  - (4) その他の項目の有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額8,890千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産8,890千円であり、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
2. セグメント利益又は損失は、財務諸表の営業損失と調整を行っております。
3. セグメント負債は、経営資源の配分の決定及び業績の評価に使用していないため、記載しておりません。

当事業年度（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント			合計	調整額 (注) 1	財務諸表 計上額 (注) 2
	広告	メディア	エネルギー			
売上高						
外部顧客への売上高	2,347,331	103,220	1,411,907	3,862,460	-	3,862,460
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	2,347,331	103,220	1,411,907	3,862,460	-	3,862,460
セグメント利益	284,006	6,216	94,007	384,229	297,203	87,026
セグメント資産	1,124,918	33,403	911,020	2,069,342	674,647	2,743,990
その他の項目						
減価償却費	3,795	564	-	4,359	4,722	9,082
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	20,710	-	5,050	25,760	3,787	29,547

（注）1．調整額の内容は下記のとおりであります。

- (1) セグメント利益の調整額 297,203千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用297,203千円であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
  - (2) セグメント資産の調整額674,647千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産674,647千円であります。全社資産は、主に報告セグメントに配分していない現金及び預金、管理部門に係る資産等であります。
  - (3) その他の項目の減価償却費の調整額4,722千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用4,722千円であります。
  - (4) その他の項目の有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額3,787千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産3,787千円であります。
- 2．セグメント利益は、財務諸表の営業利益と調整を行っております。
- 3．セグメント負債は、経営資源の配分の決定及び業績の評価に使用していないため、記載しておりません。

【関連情報】

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報へ同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高が存在しないため、記載事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書上の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)

(単位:千円)

	広告	メディア	エネルギー	全社・消去	合計
減損損失	7,362	-	-	-	7,362

当事業年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

(単位:千円)

	広告	メディア	エネルギー	全社・消去	合計
減損損失	-	2,208	-	-	2,208

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。



【関連当事者情報】

関連当事者との取引

前事業年度（自 2017年7月1日 至 2018年6月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日）

該当事項はありません。

( 1 株当たり情報 )

	前事業年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)	当事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)
1株当たり純資産額	317円23銭	371円69銭
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失( )	92円14銭	54円21銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	-	53円39銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、前事業年度は潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)	当事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失		
当期純利益又は当期純損失( )(千円)	128,457	75,576
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失( )(千円)	128,457	75,576
普通株式の期中平均株式数(株)	1,394,118	1,394,094
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	21,558
(うち新株予約権(株))	(-)	(21,558)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	株式会社ホープ 2017年度第2回新株予約権(新株予約権の数695個)及び株式会社ホープ 2018年度第1回新株予約権(新株予約権の数1,185個)。	株式会社ホープ 2017年度第2回新株予約権(新株予約権の数695個)及び株式会社ホープ 2018年度第1回新株予約権(新株予約権の数1,185個)。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	7,421	-	650	6,771	5,219	229	1,552
車両運搬具	1,737	-	-	1,737	751	537	986
工具、器具及び備品	16,179	1,637	520	17,296	12,410	3,257	4,886
有形固定資産計	25,338	1,637	1,170	25,806	18,381	4,024	7,424
無形固定資産							
ソフトウェア	29,822	2,150	2,819 (2,208)	29,152	24,347	5,057	4,805
ソフトウェア仮勘定	-	20,710	-	20,710	-	-	20,710
その他	-	5,050	2,693	2,356	-	-	2,356
無形固定資産計	29,822	27,910	5,513 (2,208)	52,219	24,347	5,057	27,871

(注) 「当期減少額」の( )内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	200,000	0.38	-
1年以内に返済予定の長期借入金	39,996	86,658	0.5	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	140,006	236,683	0.5	2020年～2023年
合計	180,002	323,341	-	-

(注) 1. 平均利率については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	79,992	79,992	56,681	20,018

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	10,202	6,864	172	314	16,579
賞与引当金	20,429	18,823	20,429	-	18,823

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は債権の回収による戻入額であります。

**【資産除去債務明細表】**

資産除去債務に関しては、不動産賃借契約の敷金計上額に関連する部分について、当該資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっているため、該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	244
預金	
当座預金	631
普通預金	482,793
定期預金	11,014
定期積金	90
小計	494,529
合計	494,773

ロ．売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
一般財団法人さっぽろ健康スポーツ財団	25,275
千葉県企業栗山浄水場	18,318
大阪府庁	17,389
北九州市役所	14,192
(株)ウィルクリーチャーズ	9,069
その他	993,174
合計	1,077,420

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
390,907	4,171,455	3,484,942	1,077,420	76.38	64.24

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記「当期発生高」には消費税等が含まれておりません。

八．商品及び製品

品目	金額(千円)
広告枠	625,592
広告原稿	3,605
その他	32
合計	629,230

二．仕掛品

品目	金額(千円)
冊子制作	213
合計	213

ホ．貯蔵品

品目	金額(千円)
切手、収入印紙等	188
合計	188

固定資産

イ．敷金及び保証金

品目	金額(千円)
敷金	25,377
営業保証金	322,773
合計	348,151

流動負債

イ．買掛金

相手先	金額(千円)
京都市	61,648
兵庫県	61,354
神戸市	57,988
大日本印刷(株)	54,693
札幌市	49,870
その他	1,084,937
合計	1,370,493

(3)【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	420,215	981,184	1,654,084	3,862,460
税引前四半期(当期)純利益 又は損失( )(千円)	120,403	211,332	230,976	93,127
四半期(当期)純利益又は損 失( )(千円)	123,310	215,425	237,126	75,576
1株当たり四半期(当期)純 利益又は純損失( )(円)	88.45	154.53	170.09	54.21

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期純損失 ( )(円)	88.45	66.07	15.57	224.31



## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	7月1日から6月30日まで
定時株主総会	事業年度終了後3か月以内
基準日	6月30日
剰余金の配当の基準日	12月31日、6月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL <a href="https://www.zaigenkakuho.com">https://www.zaigenkakuho.com</a>
株主に対する特典	(株主優待制度) 1. 対象となる株主 2019年6月末時点で、株主名簿に記載された100株以上の保有株主  2. 優待内容 対象株主の中から抽選で、長崎県大村市の特産品を謹呈。 美湯コース(10名様) 湯の花セット(巾着入り薬用湯の花5回分、湯の花ハーフコスメ3点セット) 美肌コース(20名様) yurai~ゆらい~練り石鹸(泡立てネット付き) 美味コース(120名様) 火の海タレ

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第25期（自 2017年7月1日 至 2018年6月30日） 2018年9月28日福岡財務支局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度 第25期（自 2017年7月1日 至 2018年6月30日） 2018年9月28日福岡財務支局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

（第26期第1四半期）（自 2018年7月1日 至 2018年9月30日） 2018年11月14日福岡財務支局長に提出。

（第26期第2四半期）（自 2018年10月1日 至 2018年12月31日） 2019年2月14日福岡財務支局長に提出。

（第26期第3四半期）（自 2019年1月1日 至 2019年3月31日） 2019年5月15日福岡財務支局長に提出。

(4) 臨時報告書

・2018年9月27日福岡財務支局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2019年9月26日

株式会社ホープ  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 西元 浩文 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 高尾 圭輔 印

#### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ホープの2018年7月1日から2019年6月30日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ホープの2019年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ホープの2019年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社ホープが2019年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。